

### 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 3,502,150}{\text{標準財政規模(C)} \quad 1,644,880} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 8,969,955}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 214,706} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 5,467,805}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 1,430,174} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	2,911,700	2,818,264	▲ 3.2	2,800,532	▲ 0.6	3,010,518	7.5	3,029,997	0.6
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	0	31,125	皆増	54,225	74.2	92,015	69.7	97,188	5.6
④組合負担等見込額	58,593	52,766	▲ 9.9	44,840	▲ 15.0	41,937	▲ 6.5	49,309	17.6
⑤退職手当負担見込額	228,665	319,899	39.9	327,731	2.4	333,587	1.8	325,656	▲ 2.4
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>3,198,958</b>	<b>3,222,054</b>	<b>0.7</b>	<b>3,227,328</b>	<b>0.2</b>	<b>3,478,057</b>	<b>7.8</b>	<b>3,502,150</b>	<b>0.7</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	4,423,837	4,668,839	5.5	4,905,994	5.1	5,540,167	12.9	6,632,585	19.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	571,375	463,329	▲ 18.9	302,962	▲ 34.6	306,088	1.0	227,183	▲ 25.8
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	1,700,399	1,871,016	10.0	1,931,614	3.2	1,976,247	2.3	2,110,187	6.8
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>6,695,611</b>	<b>7,003,184</b>	<b>4.6</b>	<b>7,140,570</b>	<b>2.0</b>	<b>7,822,502</b>	<b>9.6</b>	<b>8,969,955</b>	<b>14.7</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 3,496,654</b>	<b>▲ 3,781,130</b>		<b>▲ 3,913,242</b>		<b>▲ 4,344,445</b>		<b>▲ 5,467,805</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

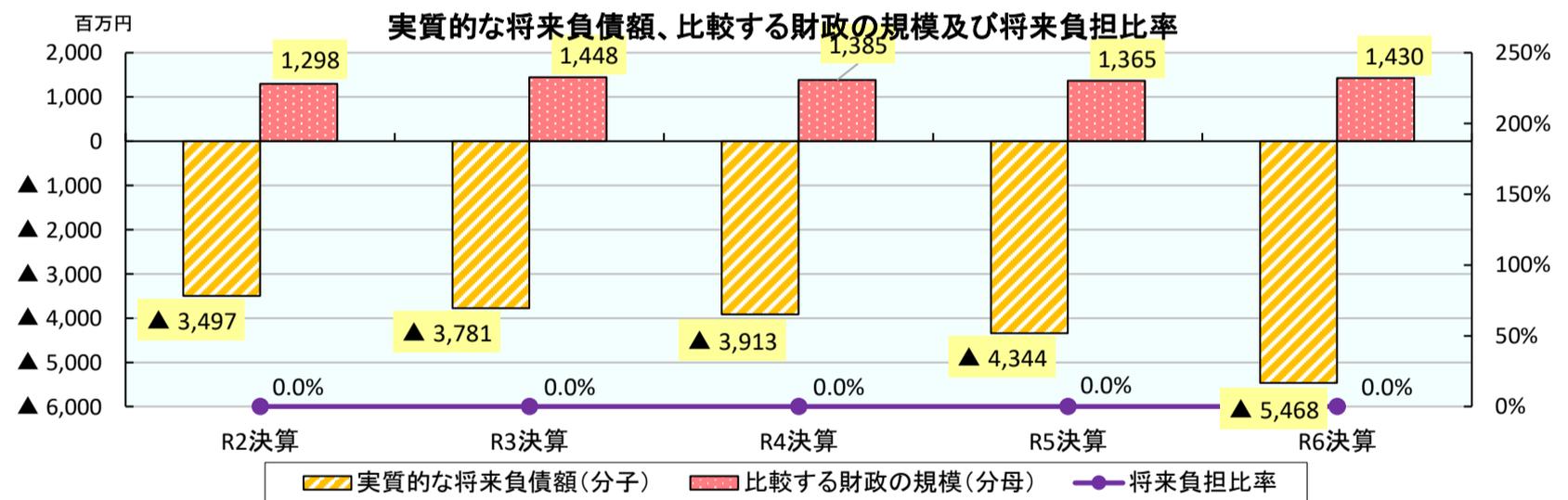
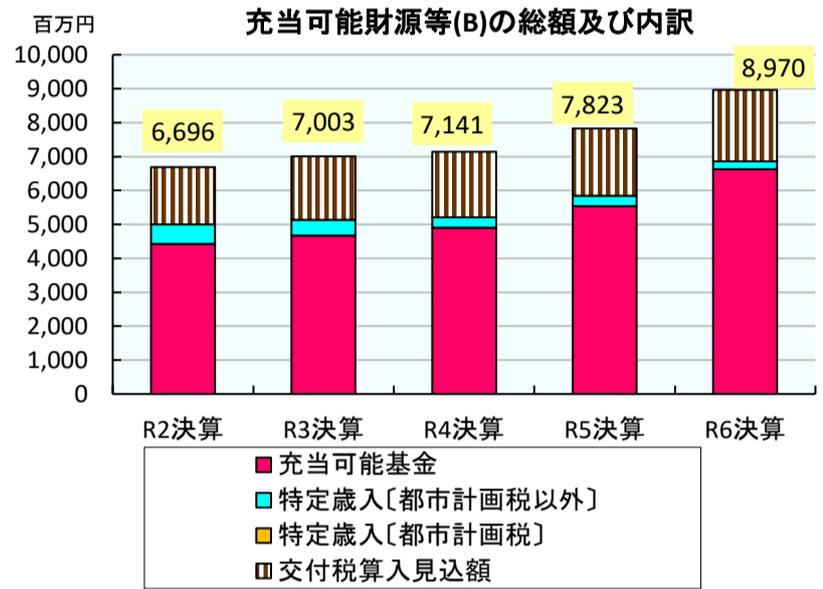
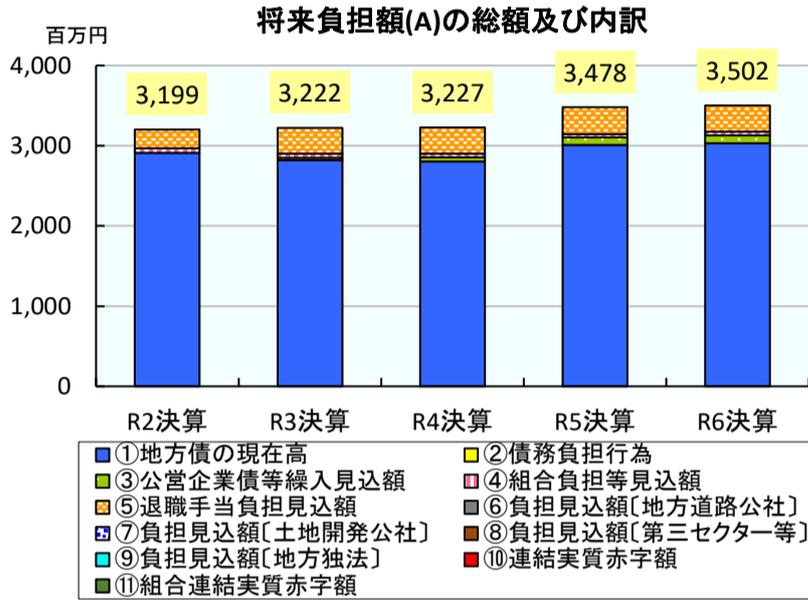
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	1,507,665	1,652,923	9.6	1,582,683	▲ 4.2	1,560,784	▲ 1.4	1,644,880	5.4
算入公債費等の額(D)	209,775	204,747	▲ 2.4	197,434	▲ 3.6	195,959	▲ 0.7	214,706	9.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	1,297,890	1,448,176	11.6	1,385,249	▲ 4.3	1,364,825	▲ 1.5	1,430,174	4.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

### 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 13,084,138}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,286,557} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 15,591,505}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 857,685} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 2,507,367}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,428,872} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	13,296,666	12,539,636	▲ 5.7	11,873,074	▲ 5.3	11,759,301	▲ 1.0	11,263,902	▲ 4.2
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	520,673	418,515	▲ 19.6	410,299	▲ 2.0	521,515	27.1	619,890	18.9
④組合負担等見込額	257,416	232,916	▲ 9.5	220,320	▲ 5.4	195,458	▲ 11.3	184,988	▲ 5.4
⑤退職手当負担見込額	698,883	776,404	11.1	774,603	▲ 0.2	824,064	6.4	854,781	3.7
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	819,031	641,423	▲ 21.7	443,102	▲ 30.9	251,772	▲ 43.2	160,577	▲ 36.2
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>15,592,669</b>	<b>14,608,894</b>	<b>▲ 6.3</b>	<b>13,721,398</b>	<b>▲ 6.1</b>	<b>13,552,110</b>	<b>▲ 1.2</b>	<b>13,084,138</b>	<b>▲ 3.5</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	3,881,977	4,830,118	24.4	5,088,549	5.4	5,091,632	0.1	5,090,479	0.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	5,433,910	4,990,004	▲ 8.2	4,610,042	▲ 7.6	2,727,954	▲ 40.8	2,051,000	▲ 24.8
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,110,544	8,870,604	▲ 2.6	8,514,776	▲ 4.0	8,738,702	2.6	8,450,026	▲ 3.3
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>18,426,431</b>	<b>18,690,726</b>	<b>1.4</b>	<b>18,213,367</b>	<b>▲ 2.6</b>	<b>16,558,288</b>	<b>▲ 9.1</b>	<b>15,591,505</b>	<b>▲ 5.8</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 2,833,762</b>	<b>▲ 4,081,832</b>		<b>▲ 4,491,969</b>		<b>▲ 3,006,178</b>		<b>▲ 2,507,367</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

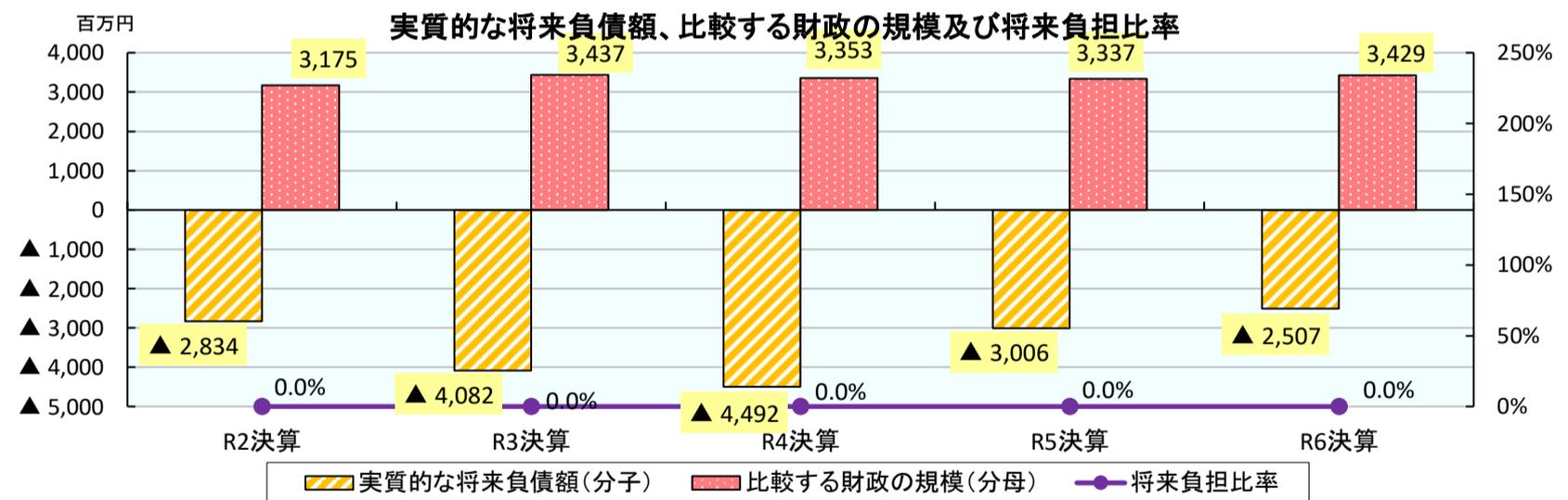
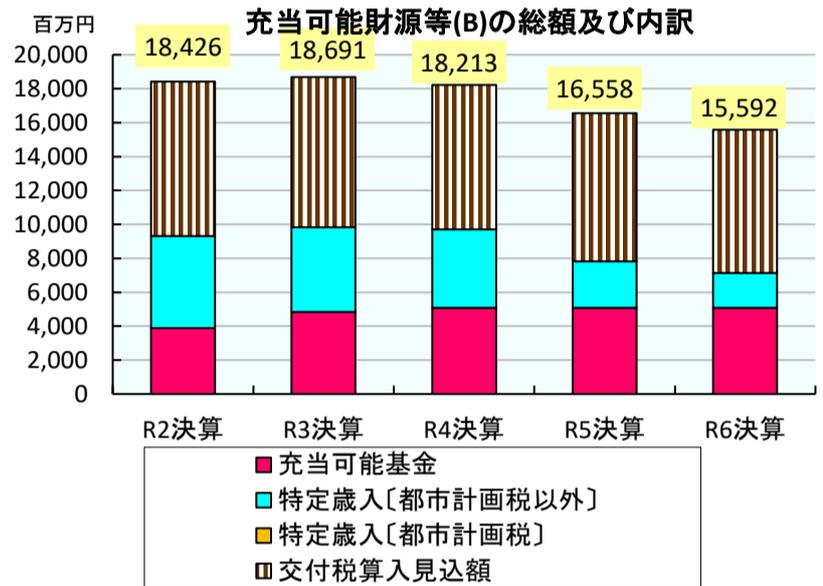
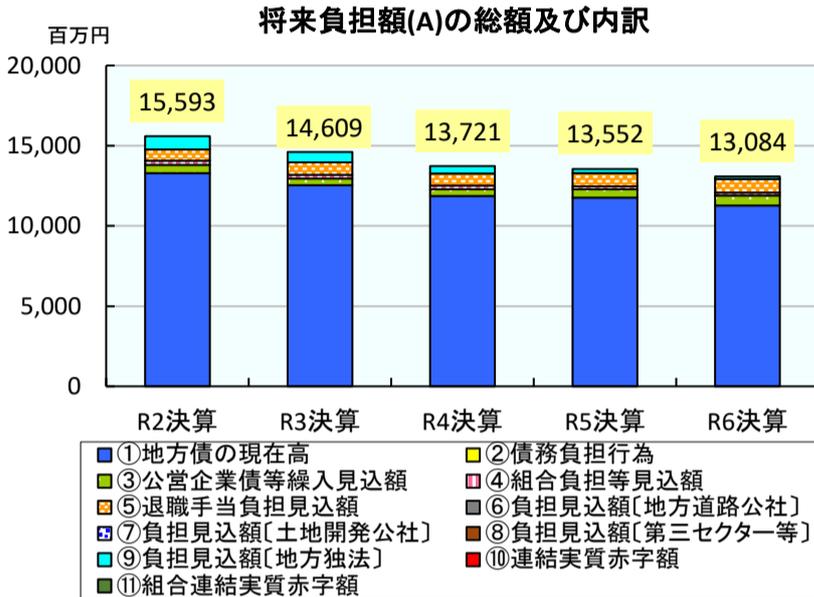
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	4,030,672	4,293,703	6.5	4,175,023	▲ 2.8	4,176,028	0.0	4,286,557	2.6
算入公債費等の額(D)	855,606	856,901	0.2	822,077	▲ 4.1	838,539	2.0	857,685	2.3

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	3,175,066	3,436,802	8.2	3,352,946	▲ 2.4	3,337,489	▲ 0.5	3,428,872	2.7

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 8,713,487}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,023,371} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 10,546,703}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 275,189} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 1,833,216}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,748,182} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	5,106,130	6,219,596	21.8	6,615,322	6.4	6,793,671	2.7	7,453,462	9.7
②債務負担行為	0	0		0		1,851	皆増	0	皆減
③公営企業債等繰入見込額	81,774	78,921	▲ 3.5	97,096	23.0	107,224	10.4	141,020	31.5
④組合負担等見込額	131,835	113,292	▲ 14.1	94,805	▲ 16.3	81,667	▲ 13.9	112,891	38.2
⑤退職手当負担見込額	964,586	971,789	0.7	980,833	0.9	968,543	▲ 1.3	1,006,114	3.9
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>6,284,325</b>	<b>7,383,598</b>	<b>17.5</b>	<b>7,788,056</b>	<b>5.5</b>	<b>7,952,956</b>	<b>2.1</b>	<b>8,713,487</b>	<b>9.6</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	5,732,460	5,691,289	▲ 0.7	5,643,873	▲ 0.8	5,230,626	▲ 7.3	5,168,469	▲ 1.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	508,050	753,128	48.2	945,974	25.6	1,161,082	22.7	1,625,732	40.0
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	3,023,076	3,842,578	27.1	3,661,661	▲ 4.7	3,432,237	▲ 6.3	3,752,502	9.3
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>9,263,586</b>	<b>10,286,995</b>	<b>11.0</b>	<b>10,251,508</b>	<b>▲ 0.3</b>	<b>9,823,945</b>	<b>▲ 4.2</b>	<b>10,546,703</b>	<b>7.4</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 2,979,261</b>	<b>▲ 2,903,397</b>		<b>▲ 2,463,452</b>		<b>▲ 1,870,989</b>		<b>▲ 1,833,216</b>	

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

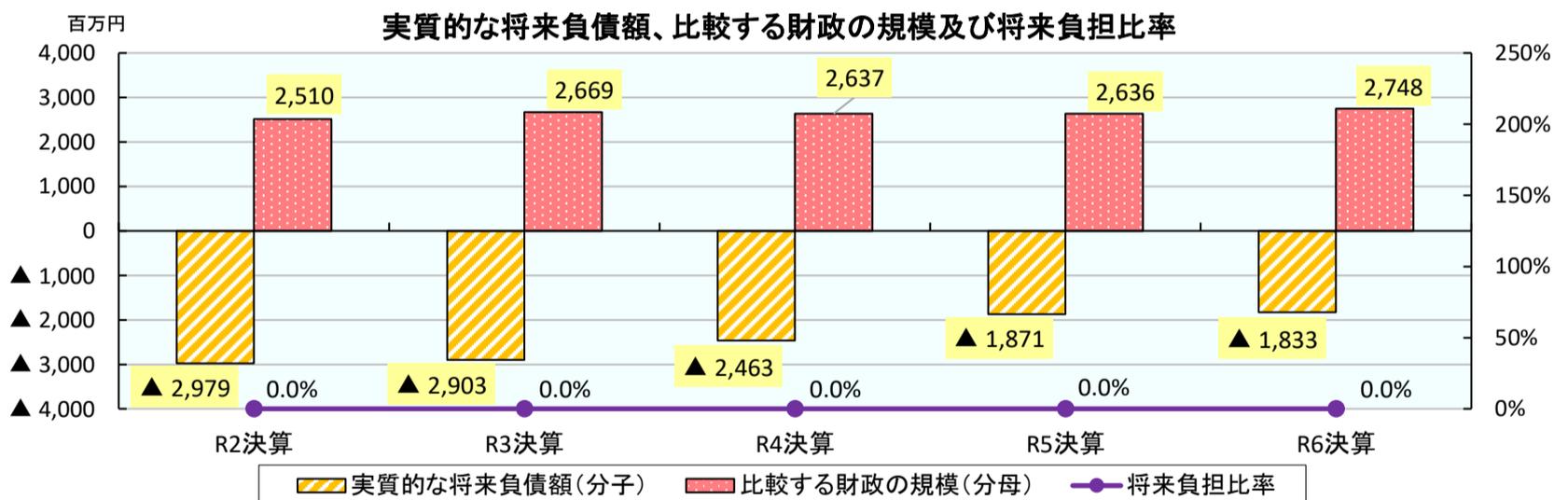
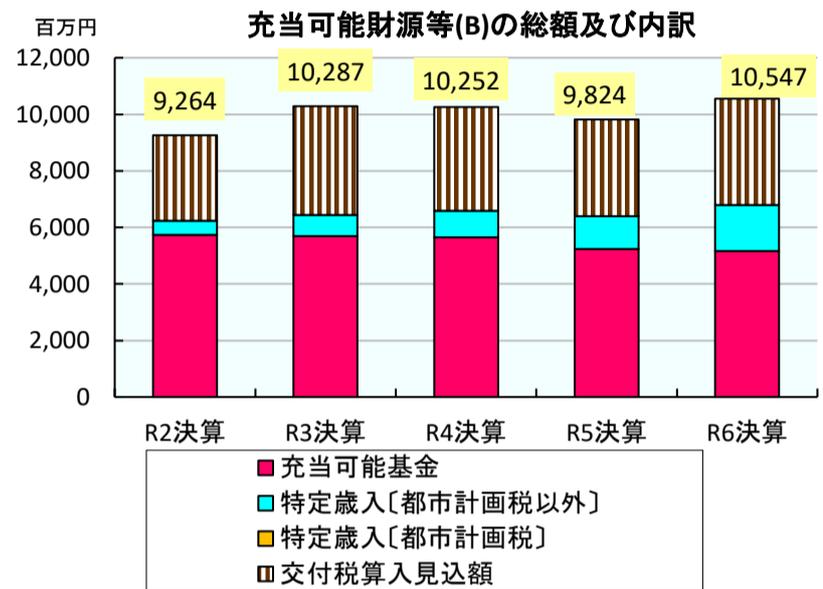
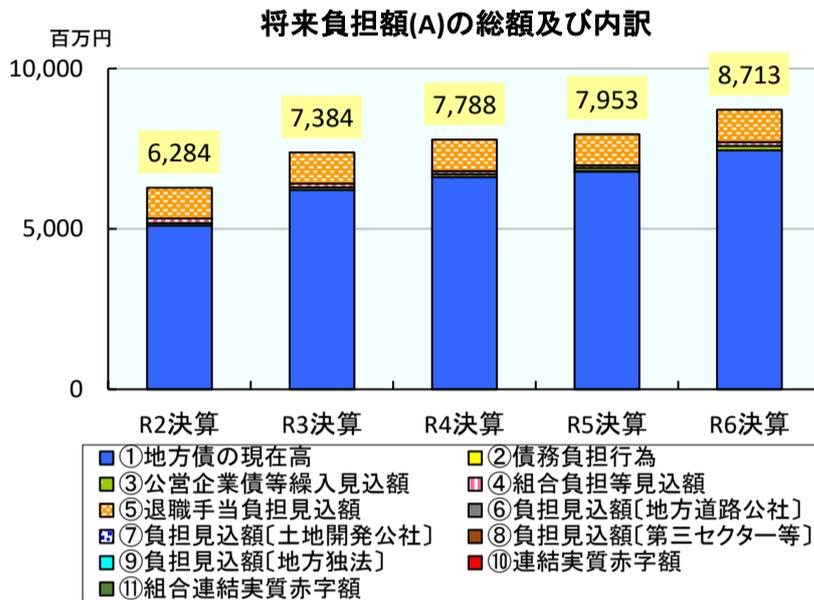
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	2,821,961	2,970,947	5.3	2,923,221	▲ 1.6	2,920,486	▲ 0.1	3,023,371	3.5
算入公債費等の額(D)	311,972	301,775	▲ 3.3	286,329	▲ 5.1	284,190	▲ 0.7	275,189	▲ 3.2

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	2,509,989	2,669,172	6.3	2,636,892	▲ 1.2	2,636,296	0.0	2,748,182	4.2

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

### 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0.6 %	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 11,719,492}{\text{標準財政規模(C)} \quad 8,215,675} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 12,519,976}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 868,318} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 800,484}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 7,347,357} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	9,886,657	9,835,714	▲ 0.5	9,463,320	▲ 3.8	8,892,331	▲ 6.0	8,717,097	▲ 2.0
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,485,177	3,370,109	▲ 3.3	3,167,173	▲ 6.0	2,868,091	▲ 9.4	2,836,545	▲ 1.1
④組合負担等見込額	323,804	245,439	▲ 24.2	182,548	▲ 25.6	170,599	▲ 6.5	165,850	▲ 2.8
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>13,695,638</b>	<b>13,451,262</b>	<b>▲ 1.8</b>	<b>12,813,041</b>	<b>▲ 4.7</b>	<b>11,931,021</b>	<b>▲ 6.9</b>	<b>11,719,492</b>	<b>▲ 1.8</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	2,206,915	2,779,308	25.9	3,262,509	17.4	3,671,111	12.5	3,653,525	▲ 0.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	411,043	402,734	▲ 2.0	392,810	▲ 2.5	377,788	▲ 3.8	479,475	26.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	11,032,820	10,775,174	▲ 2.3	10,308,319	▲ 4.3	8,640,485	▲ 16.2	8,386,976	▲ 2.9
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>13,650,778</b>	<b>13,957,216</b>	<b>2.2</b>	<b>13,963,638</b>	<b>0.0</b>	<b>12,689,384</b>	<b>▲ 9.1</b>	<b>12,519,976</b>	<b>▲ 1.3</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>44,860</b>	<b>▲ 505,955</b>	<b>皆減</b>	<b>▲ 1,150,597</b>		<b>▲ 758,363</b>		<b>▲ 800,484</b>	

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

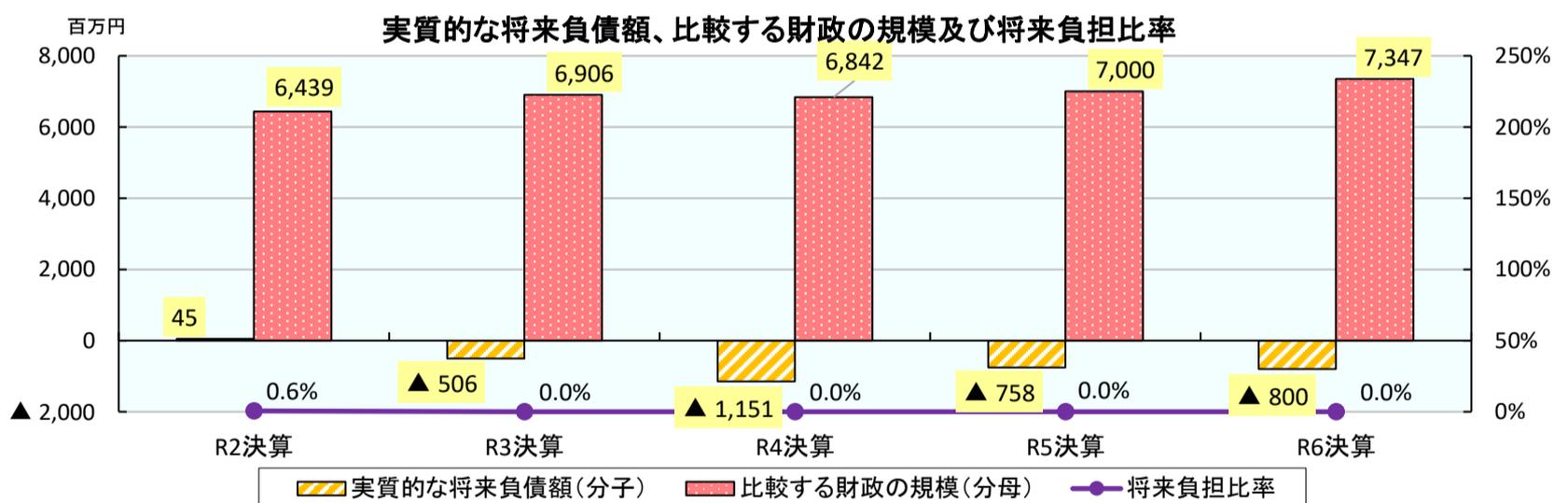
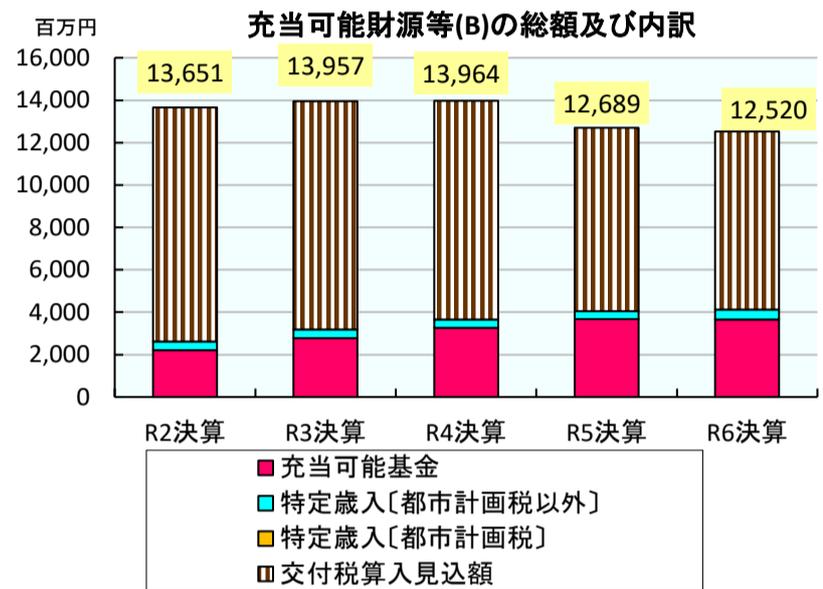
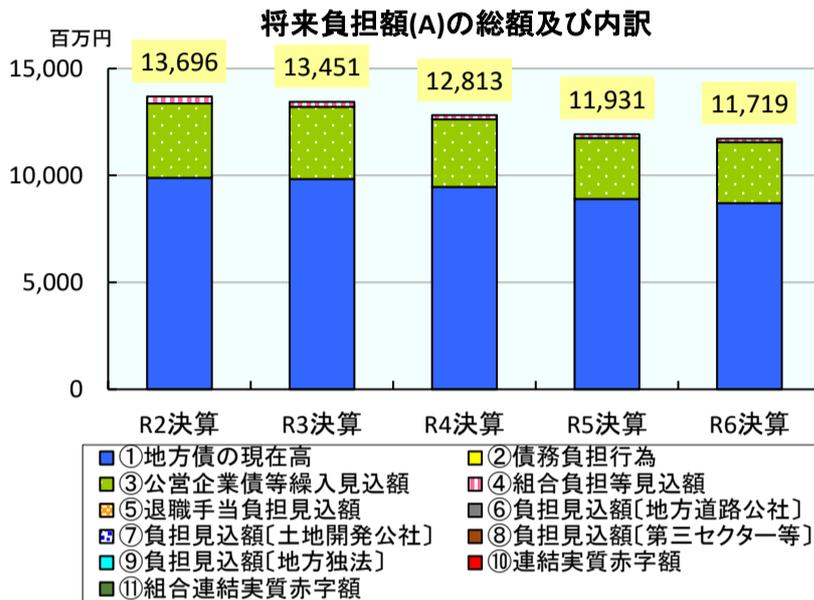
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	7,438,485	7,849,313	5.5	7,776,127	▲ 0.9	7,919,576	1.8	8,215,675	3.7
算入公債費等の額(D)	999,580	943,362	▲ 5.6	934,476	▲ 0.9	919,447	▲ 1.6	868,318	▲ 5.6

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	6,438,905	6,905,951	7.3	6,841,651	▲ 0.9	7,000,129	2.3	7,347,357	5.0

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 5,146,681}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,797,288} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 8,713,560}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 309,616} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 3,566,879}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,487,672} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	5,012,152	4,785,422	▲ 4.5	4,484,472	▲ 6.3	4,243,368	▲ 5.4	4,021,130	▲ 5.2
②債務負担行為	196,466	185,766	▲ 5.4	172,155	▲ 7.3	158,912	▲ 7.7	145,669	▲ 8.3
③公営企業債等繰入見込額	4,769	188,127	3844.8	271,722	44.4	299,254	10.1	165,044	▲ 44.8
④組合負担等見込額	281,148	253,469	▲ 9.8	225,737	▲ 10.9	195,020	▲ 13.6	164,934	▲ 15.4
⑤退職手当負担見込額	719,861	674,492	▲ 6.3	724,108	7.4	693,275	▲ 4.3	649,904	▲ 6.3
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>6,214,396</b>	<b>6,087,276</b>	<b>▲ 2.0</b>	<b>5,878,194</b>	<b>▲ 3.4</b>	<b>5,589,829</b>	<b>▲ 4.9</b>	<b>5,146,681</b>	<b>▲ 7.9</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	4,103,099	4,650,490	13.3	5,005,606	7.6	5,242,374	4.7	5,628,723	7.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	3,000	2,832	▲ 5.6	2,440	▲ 13.8	2,048	▲ 16.1	1,656	▲ 19.1
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	3,885,849	3,775,245	▲ 2.8	3,583,769	▲ 5.1	3,385,909	▲ 5.5	3,083,181	▲ 8.9
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>7,991,948</b>	<b>8,428,567</b>	<b>5.5</b>	<b>8,591,815</b>	<b>1.9</b>	<b>8,630,331</b>	<b>0.4</b>	<b>8,713,560</b>	<b>1.0</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 1,777,552</b>	<b>▲ 2,341,291</b>		<b>▲ 2,713,621</b>		<b>▲ 3,040,502</b>		<b>▲ 3,566,879</b>	

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

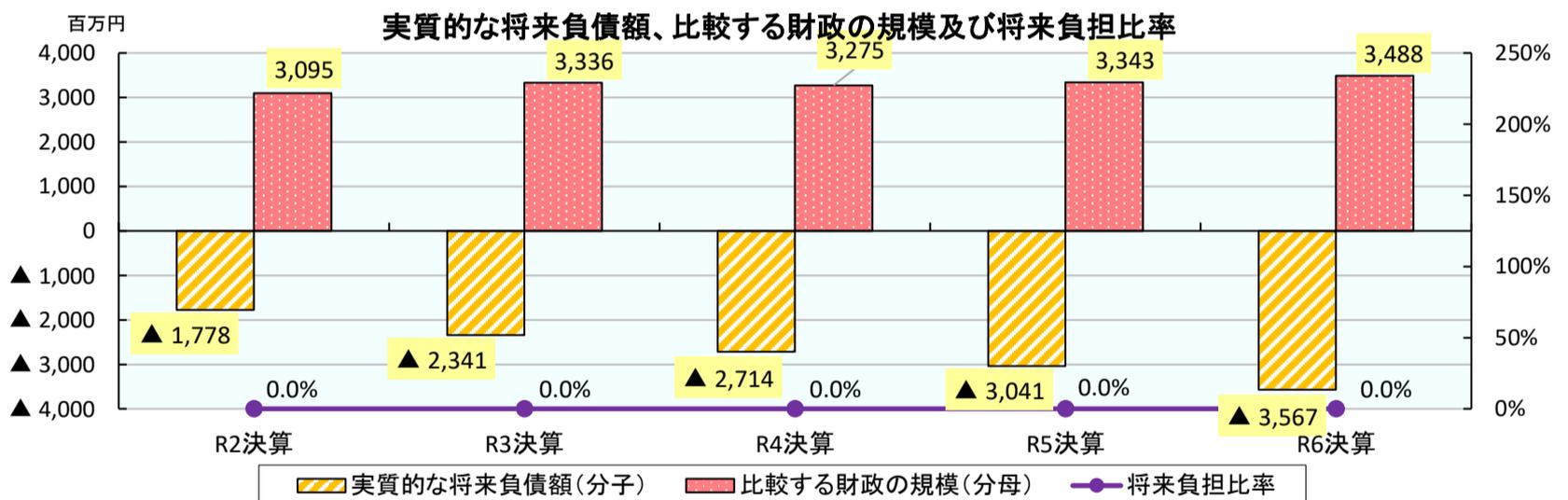
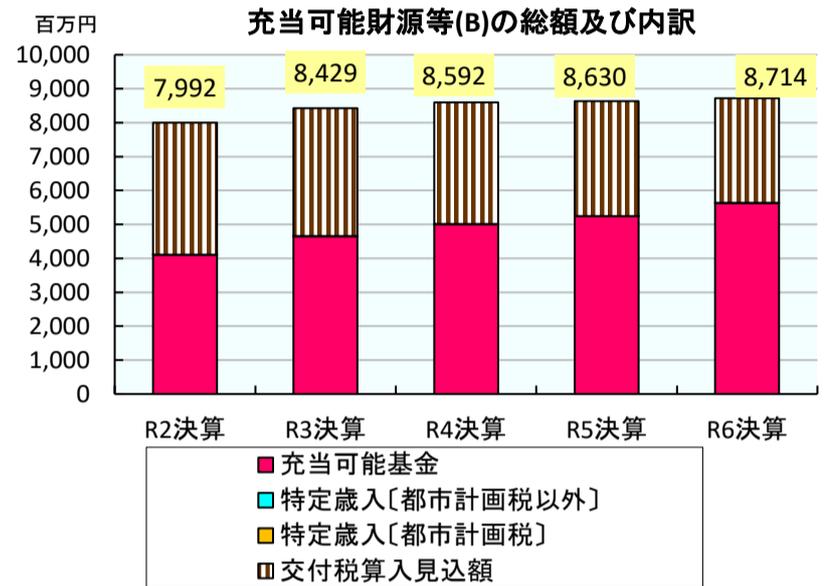
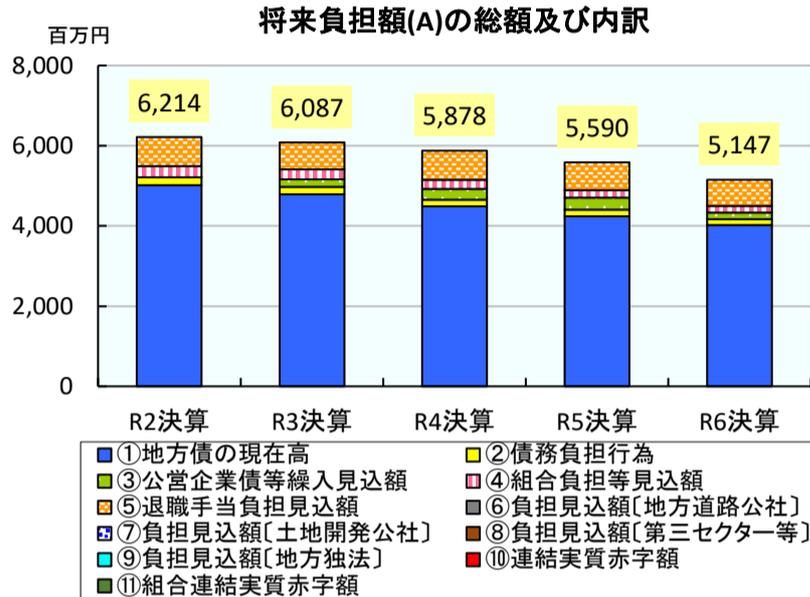
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	3,424,425	3,653,267	6.7	3,592,398	▲ 1.7	3,661,489	1.9	3,797,288	3.7
算入公債費等の額(D)	329,800	317,757	▲ 3.7	317,289	▲ 0.1	318,758	0.5	309,616	▲ 2.9

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	3,094,625	3,335,510	7.8	3,275,109	▲ 1.8	3,342,731	2.1	3,487,672	4.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。



### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

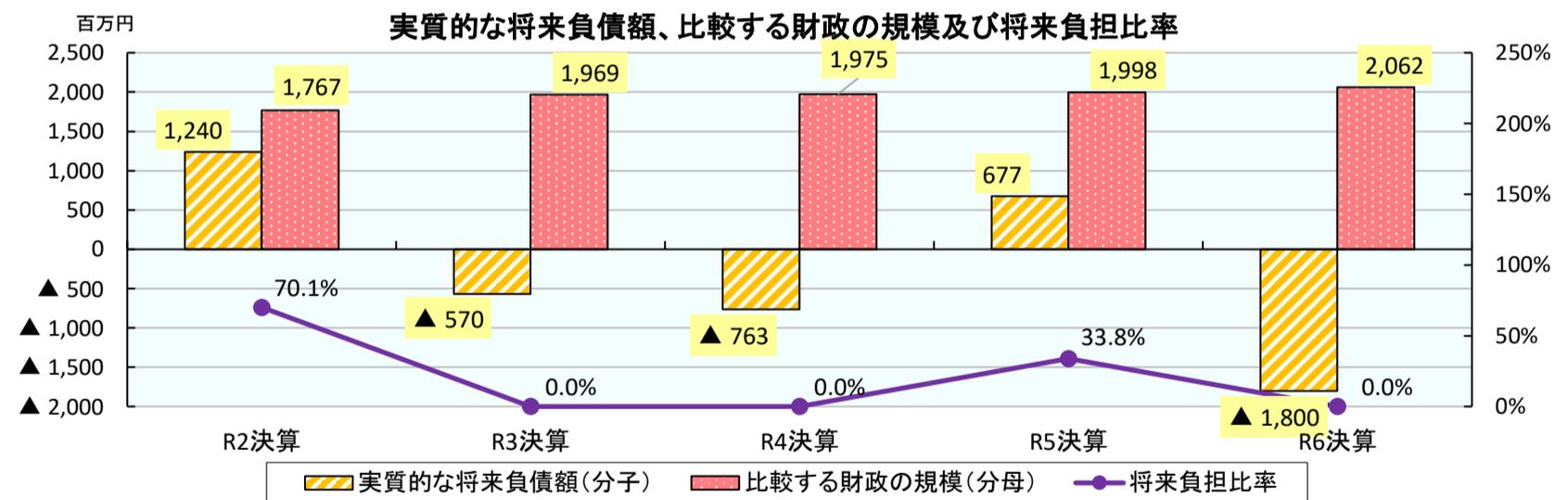
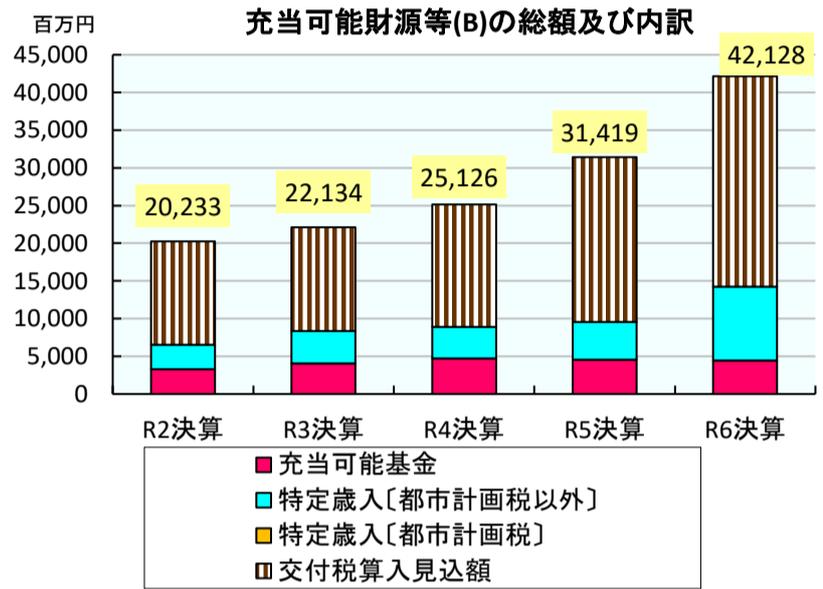
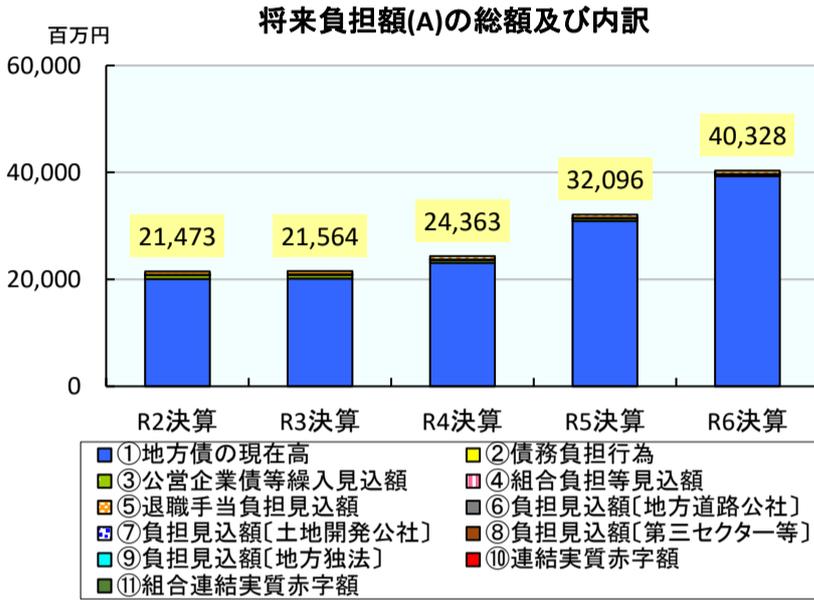
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	2,507,455	2,740,283	9.3	3,077,013	12.3	3,040,886	▲ 1.2	3,510,389	15.4
算入公債費等の額(D)	740,436	771,236	4.2	1,102,304	42.9	1,042,695	▲ 5.4	1,448,669	38.9

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	1,767,019	1,969,047	11.4	1,974,709	0.3	1,998,191	1.2	2,061,720	3.2

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 9,528,066}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,122,195} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 13,592,559}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 698,511} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 4,064,493}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,423,684} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	8,306,135	8,291,328	▲ 0.2	7,825,953	▲ 5.6	7,536,303	▲ 3.7	7,079,242	▲ 6.1
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	2,577,291	2,121,727	▲ 17.7	1,528,253	▲ 28.0	1,135,351	▲ 25.7	1,057,079	▲ 6.9
④組合負担等見込額	472,164	423,567	▲ 10.3	390,373	▲ 7.8	350,963	▲ 10.1	333,357	▲ 5.0
⑤退職手当負担見込額	1,026,734	1,014,003	▲ 1.2	1,060,220	4.6	1,089,070	2.7	1,058,388	▲ 2.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>12,382,324</b>	<b>11,850,625</b>	<b>▲ 4.3</b>	<b>10,804,799</b>	<b>▲ 8.8</b>	<b>10,111,687</b>	<b>▲ 6.4</b>	<b>9,528,066</b>	<b>▲ 5.8</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	4,047,930	4,777,679	18.0	5,207,887	9.0	5,571,450	7.0	5,556,271	▲ 0.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	291,429	283,358	▲ 2.8	270,249	▲ 4.6	258,099	▲ 4.5	237,304	▲ 8.1
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,240,246	9,063,783	▲ 1.9	8,602,802	▲ 5.1	8,208,180	▲ 4.6	7,798,984	▲ 5.0
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>13,579,605</b>	<b>14,124,820</b>	<b>4.0</b>	<b>14,080,938</b>	<b>▲ 0.3</b>	<b>14,037,729</b>	<b>▲ 0.3</b>	<b>13,592,559</b>	<b>▲ 3.2</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 1,197,281</b>	<b>▲ 2,274,195</b>		<b>▲ 3,276,139</b>		<b>▲ 3,926,042</b>		<b>▲ 4,064,493</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

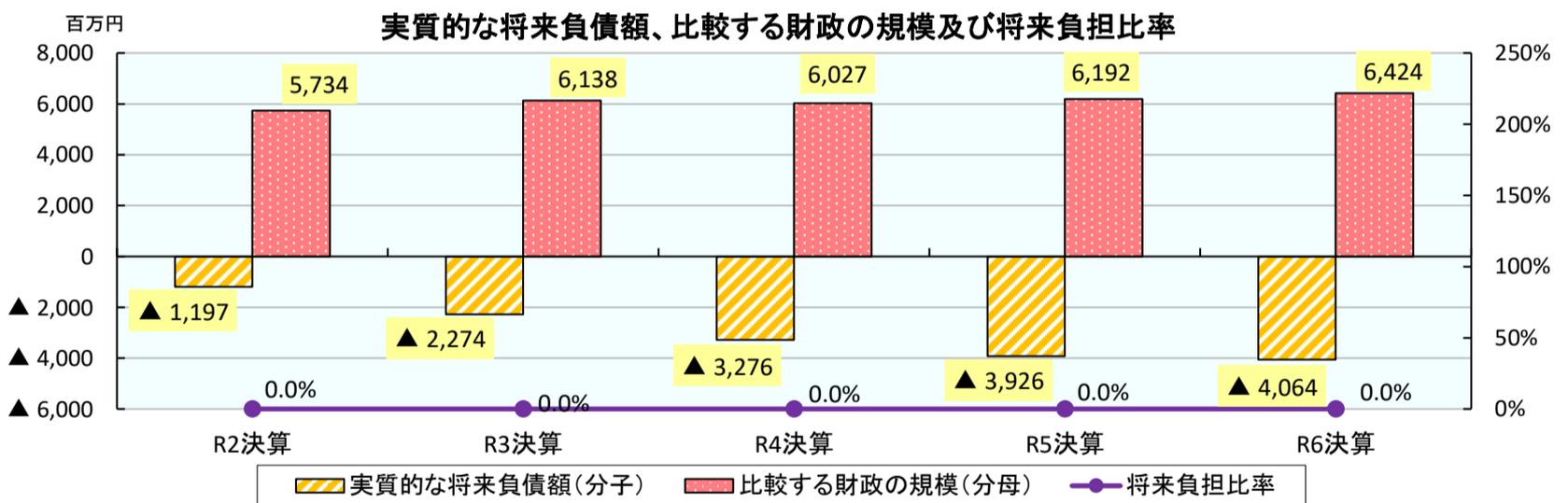
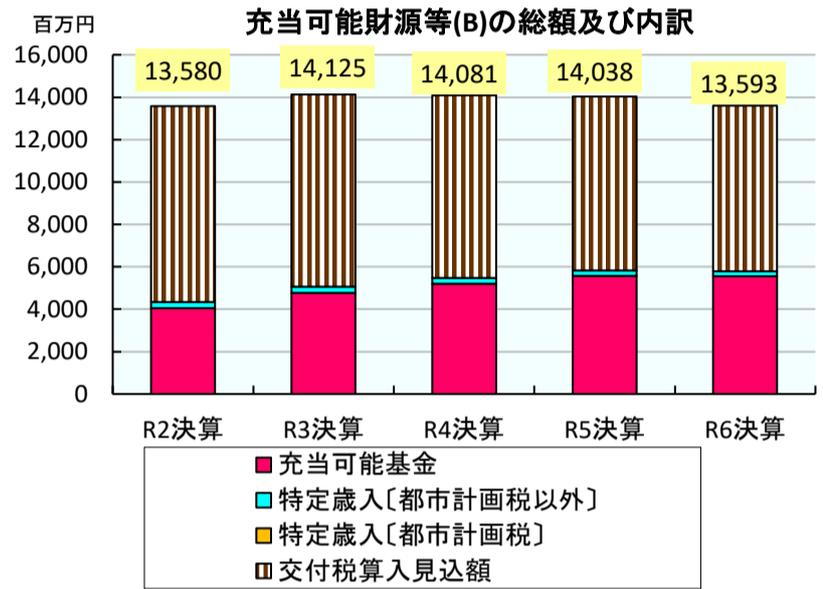
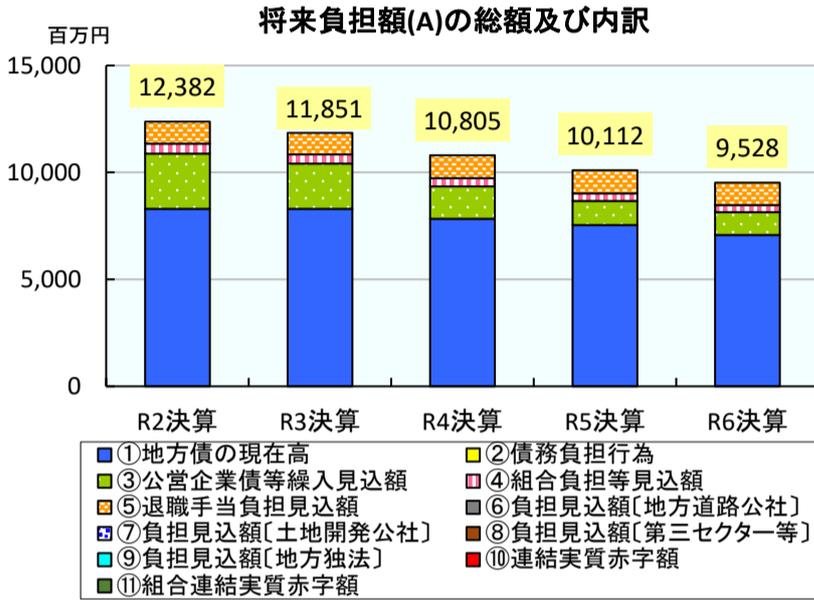
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	6,463,782	6,867,788	6.3	6,760,543	▲ 1.6	6,916,196	2.3	7,122,195	3.0
算入公債費等の額(D)	729,373	729,905	0.1	733,376	0.5	724,014	▲ 1.3	698,511	▲ 3.5

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	5,734,409	6,137,883	7.0	6,027,167	▲ 1.8	6,192,182	2.7	6,423,684	3.7

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	23.1 %	11.7 %	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 9,727,459}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,829,601} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 10,616,163}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 505,383} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 888,704}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 4,324,218} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	6,576,834	6,675,142	1.5	6,358,430	▲ 4.7	6,057,575	▲ 4.7	5,864,173	▲ 3.2
②債務負担行為	45,481	45,601	0.3	45,601	0.0	45,701	0.2	46,052	0.8
③公営企業債等繰入見込額	2,483,421	2,188,674	▲ 11.9	2,020,364	▲ 7.7	1,931,787	▲ 4.4	2,708,870	40.2
④組合負担等見込額	319,050	290,217	▲ 9.0	269,963	▲ 7.0	243,672	▲ 9.7	231,031	▲ 5.2
⑤退職手当負担見込額	859,033	885,092	3.0	845,925	▲ 4.4	867,250	2.5	877,333	1.2
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>10,283,819</b>	<b>10,084,726</b>	<b>▲ 1.9</b>	<b>9,540,283</b>	<b>▲ 5.4</b>	<b>9,145,985</b>	<b>▲ 4.1</b>	<b>9,727,459</b>	<b>6.4</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	3,272,131	3,502,044	7.0	3,739,066	6.8	4,482,262	19.9	4,966,904	10.8
特定歳入〔都市計画税以外〕	87,670	98,280	12.1	104,891	6.7	94,852	▲ 9.6	77,453	▲ 18.3
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	6,032,505	5,996,848	▲ 0.6	5,738,323	▲ 4.3	5,790,337	0.9	5,571,806	▲ 3.8
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>9,392,306</b>	<b>9,597,172</b>	<b>2.2</b>	<b>9,582,280</b>	<b>▲ 0.2</b>	<b>10,367,451</b>	<b>8.2</b>	<b>10,616,163</b>	<b>2.4</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>891,513</b>	<b>487,554</b>	<b>▲ 45.3</b>	<b>▲ 41,997</b>	<b>皆減</b>	<b>▲ 1,221,466</b>		<b>▲ 888,704</b>	

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

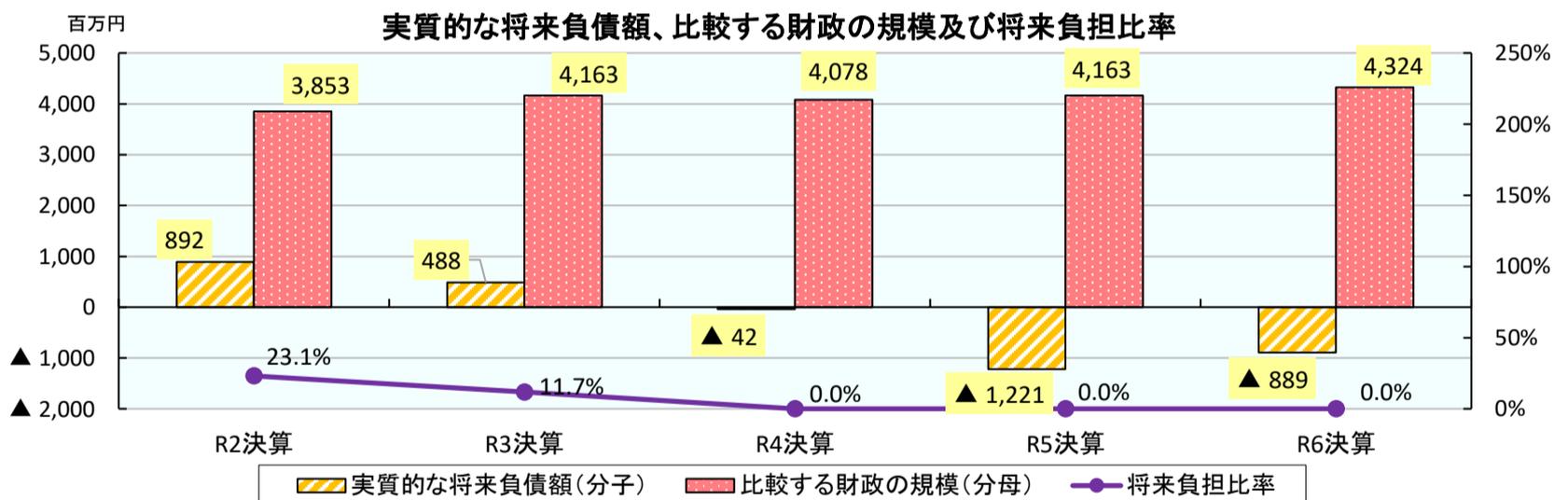
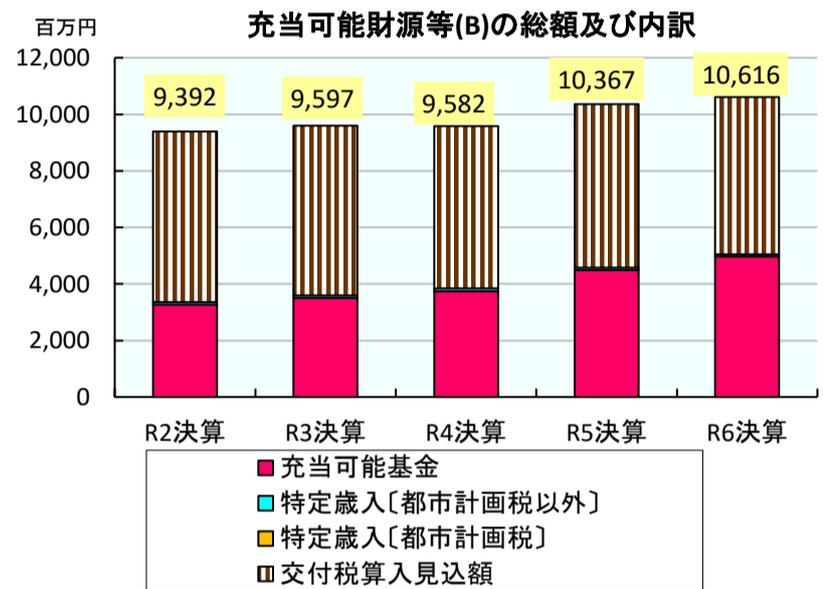
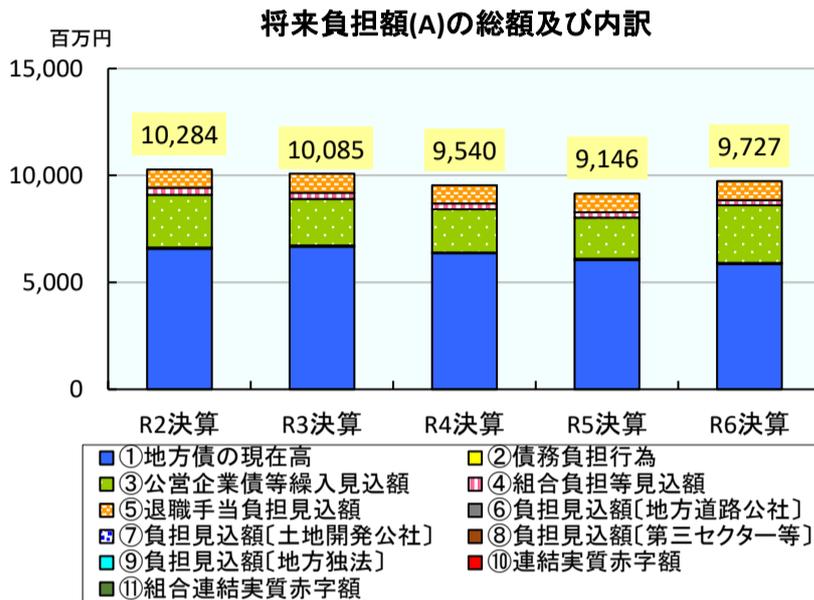
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	4,393,366	4,689,940	6.8	4,597,372	▲ 2.0	4,675,846	1.7	4,829,601	3.3
算入公債費等の額(D)	540,488	526,908	▲ 2.5	519,135	▲ 1.5	512,455	▲ 1.3	505,383	▲ 1.4

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	3,852,878	4,163,032	8.0	4,078,237	▲ 2.0	4,163,391	2.1	4,324,218	3.9

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

### 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 18,745,207}{\text{標準財政規模(C)} \quad 10,443,932} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 20,208,096}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,009,193} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 1,462,889}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 9,434,739} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	10,001,636	10,821,268	8.2	12,760,789	17.9	13,658,862	7.0	13,734,084	0.6
②債務負担行為	1,596,421	1,450,630	▲ 9.1	1,303,555	▲ 10.1	1,155,215	▲ 11.4	1,005,540	▲ 13.0
③公営企業債等繰入見込額	4,003,733	3,694,022	▲ 7.7	3,353,199	▲ 9.2	3,165,258	▲ 5.6	3,167,686	0.1
④組合負担等見込額	231,087	211,393	▲ 8.5	208,406	▲ 1.4	572,719	174.8	703,680	22.9
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	134,504	134,472	0.0	134,352	▲ 0.1	134,269	▲ 0.1	134,217	0.0
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>15,967,381</b>	<b>16,311,785</b>	<b>2.2</b>	<b>17,760,301</b>	<b>8.9</b>	<b>18,686,323</b>	<b>5.2</b>	<b>18,745,207</b>	<b>0.3</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	3,861,822	4,953,229	28.3	5,447,588	10.0	5,815,097	6.7	6,089,950	4.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	135,943	141,395	4.0	155,855	10.2	877,851	463.2	865,678	▲ 1.4
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	13,428,940	13,395,166	▲ 0.3	13,595,173	1.5	13,580,798	▲ 0.1	13,252,468	▲ 2.4
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>17,426,705</b>	<b>18,489,790</b>	<b>6.1</b>	<b>19,198,616</b>	<b>3.8</b>	<b>20,273,746</b>	<b>5.6</b>	<b>20,208,096</b>	<b>▲ 0.3</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 1,459,324</b>	<b>▲ 2,178,005</b>		<b>▲ 1,438,315</b>		<b>▲ 1,587,423</b>		<b>▲ 1,462,889</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

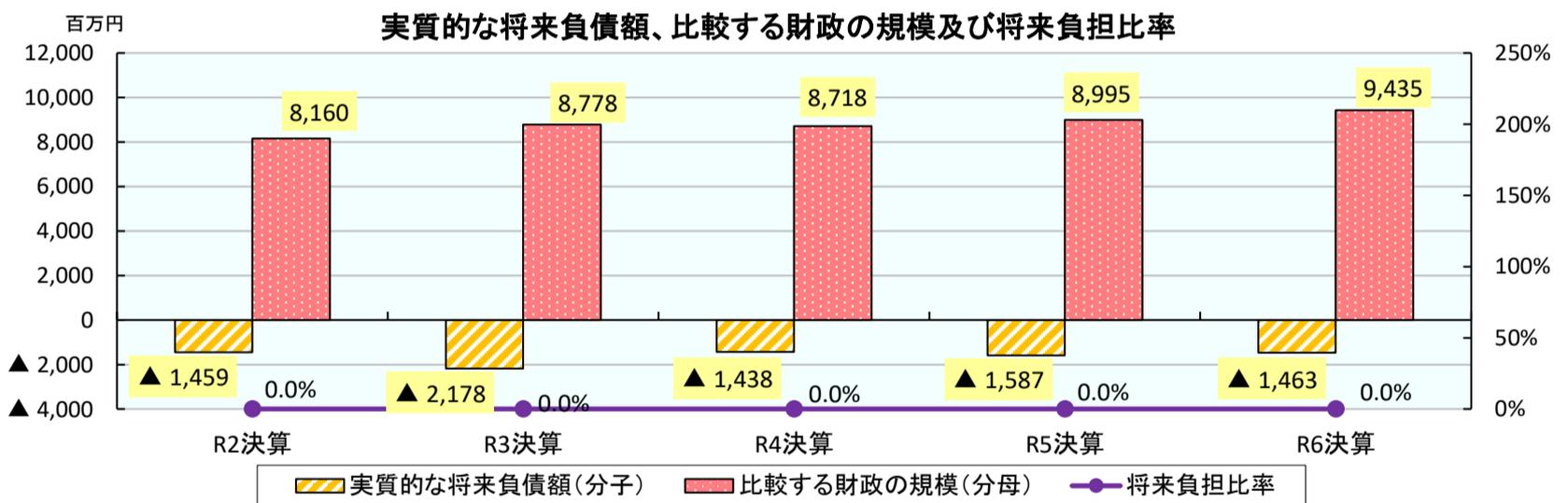
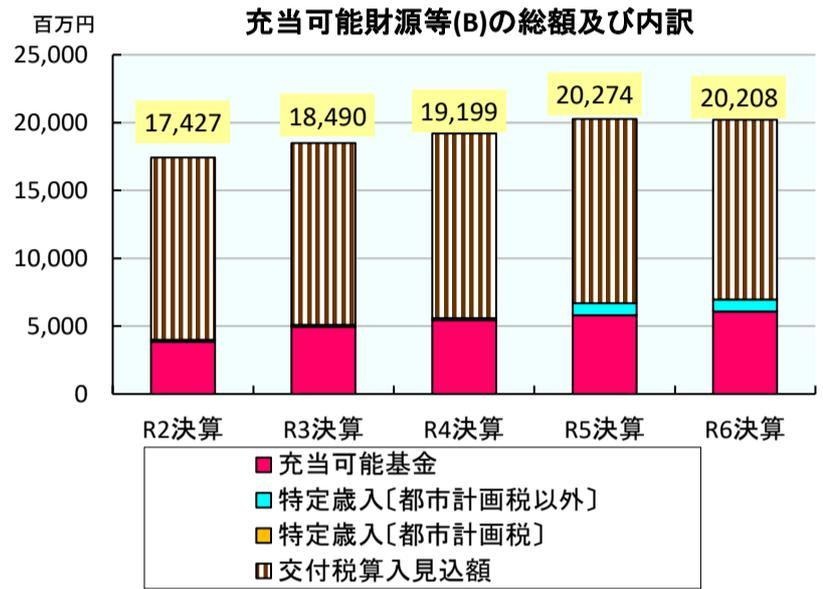
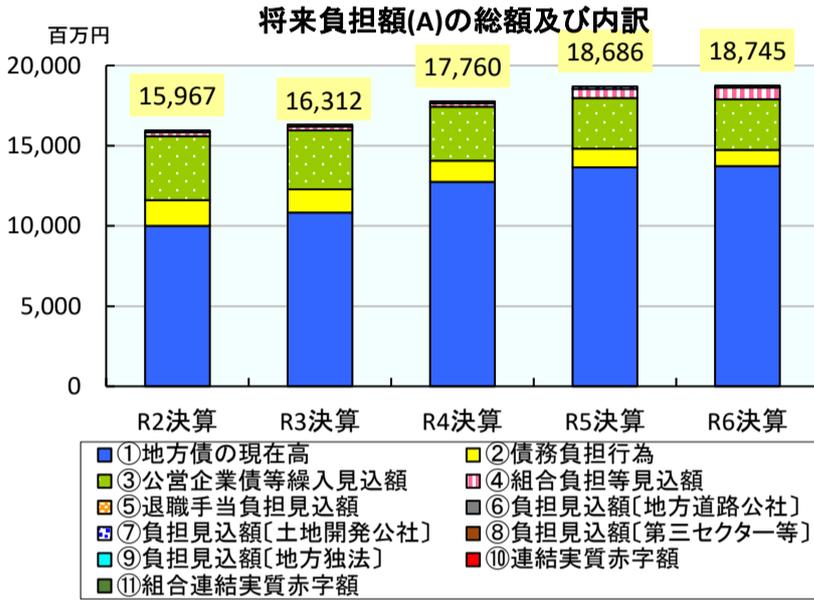
○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	9,147,492	9,785,421	7.0	9,718,309	▲ 0.7	10,010,950	3.0	10,443,932	4.3
算入公債費等の額(D)	987,518	1,007,035	2.0	1,000,016	▲ 0.7	1,015,488	1.5	1,009,193	▲ 0.6

◎ 比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	8,159,974	8,778,386	7.6	8,718,293	▲ 0.7	8,995,462	3.2	9,434,739	4.9

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

### 3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	62.2 %	42.8 %	38.8 %	26.6 %	20.2 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 14,985,790 \end{array} - \begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 14,107,380 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 5,297,304 \end{array} - \begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 952,284 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ 878,410 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 4,345,020 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} \\ 20.2\% \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	14,124,960	13,856,419	▲ 1.9	13,630,630	▲ 1.6	12,661,221	▲ 7.1	12,307,296	▲ 2.8
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	0	0		0		0		0	
④組合負担等見込額	284,970	215,732	▲ 24.3	147,332	▲ 31.7	124,708	▲ 15.4	129,760	4.1
⑤退職手当負担見込額	2,355,034	2,340,565	▲ 0.6	2,353,980	0.6	2,350,666	▲ 0.1	2,380,957	1.3
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	86,134	皆増	84,846	▲ 1.5	88,581	4.4	167,777	89.4
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>16,764,964</b>	<b>16,498,850</b>	<b>▲ 1.6</b>	<b>16,216,788</b>	<b>▲ 1.7</b>	<b>15,225,176</b>	<b>▲ 6.1</b>	<b>14,985,790</b>	<b>▲ 1.6</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	3,102,621	3,785,910	22.0	3,930,452	3.8	4,038,890	2.8	4,253,433	5.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,377,783	1,307,204	▲ 5.1	1,440,054	10.2	1,402,256	▲ 2.6	1,333,139	▲ 4.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,749,257	9,524,974	▲ 2.3	9,173,455	▲ 3.7	8,641,621	▲ 5.8	8,520,808	▲ 1.4
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>14,229,661</b>	<b>14,618,088</b>	<b>2.7</b>	<b>14,543,961</b>	<b>▲ 0.5</b>	<b>14,082,767</b>	<b>▲ 3.2</b>	<b>14,107,380</b>	<b>0.2</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>2,535,303</b>	<b>1,880,762</b>	<b>▲ 25.8</b>	<b>1,672,827</b>	<b>▲ 11.1</b>	<b>1,142,409</b>	<b>▲ 31.7</b>	<b>878,410</b>	<b>▲ 23.1</b>

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

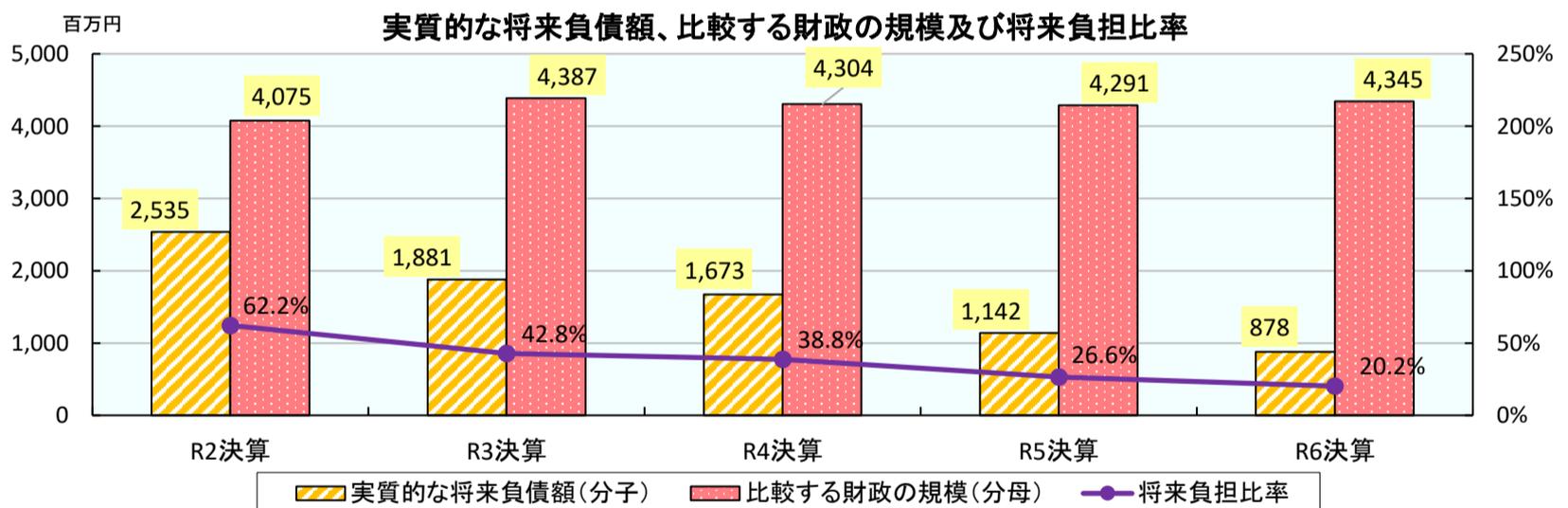
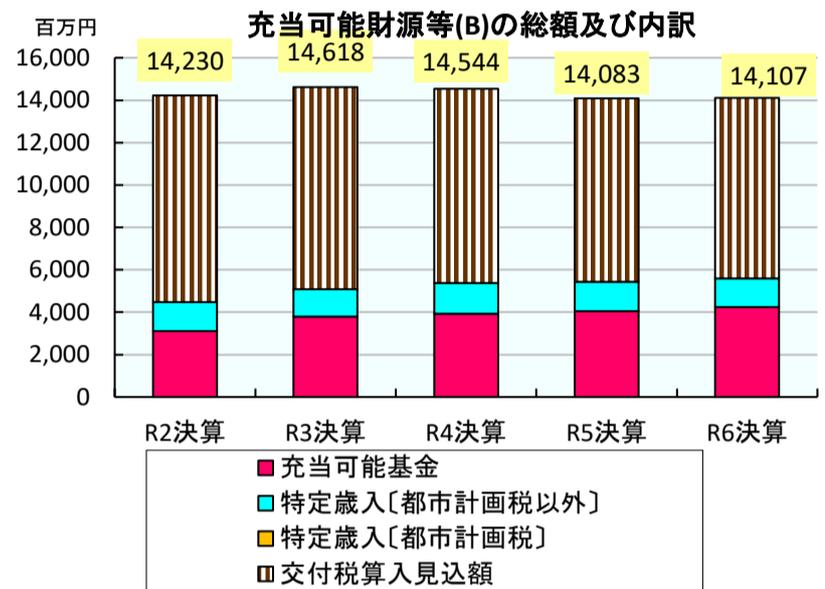
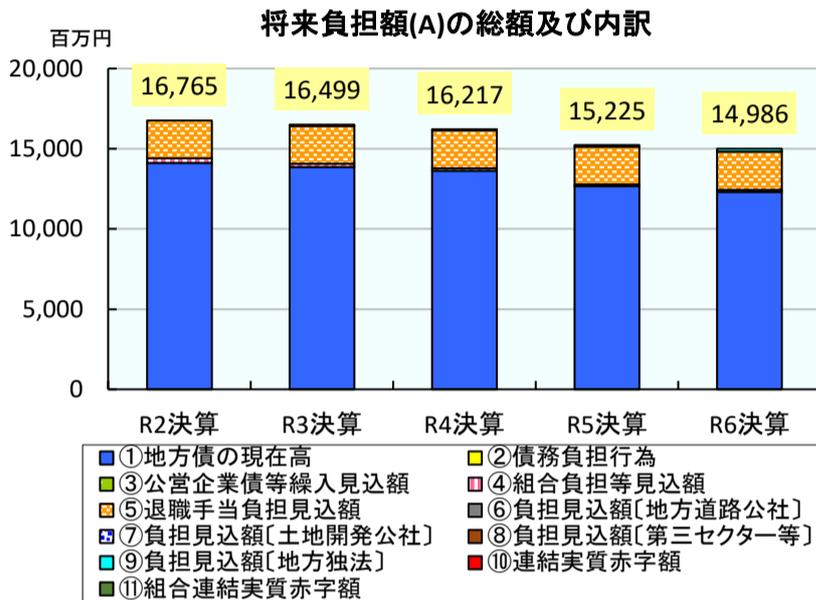
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	5,021,476	5,332,966	6.2	5,269,066	▲ 1.2	5,311,146	0.8	5,297,304	▲ 0.3
算入公債費等の額(D)	946,931	945,769	▲ 0.1	964,621	2.0	1,020,359	5.8	952,284	▲ 6.7

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	4,074,545	4,387,197	7.7	4,304,445	▲ 1.9	4,290,787	▲ 0.3	4,345,020	1.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 8,848,948 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 3,662,922 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 9,990,015 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 398,297 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 1,141,067 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 3,264,625 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} \text{—} \end{array}$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	6,465,931	6,912,407	6.9	6,756,678	▲ 2.3	7,045,492	4.3	6,957,633	▲ 1.2
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	798,062	789,279	▲ 1.1	770,065	▲ 2.4	747,918	▲ 2.9	727,827	▲ 2.7
④組合負担等見込額	157,470	135,019	▲ 14.3	112,741	▲ 16.5	97,118	▲ 13.9	114,189	17.6
⑤退職手当負担見込額	1,021,072	1,001,041	▲ 2.0	1,004,484	0.3	1,040,654	3.6	1,049,299	0.8
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>8,442,535</b>	<b>8,837,746</b>	<b>4.7</b>	<b>8,643,968</b>	<b>▲ 2.2</b>	<b>8,931,182</b>	<b>3.3</b>	<b>8,848,948</b>	<b>▲ 0.9</b>

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	4,006,625	4,348,637	8.5	4,427,918	1.8	4,352,162	▲ 1.7	4,125,586	▲ 5.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	269,336	364,967	35.5	424,428	16.3	461,923	8.8	387,811	▲ 16.0
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	5,048,773	5,354,874	6.1	5,340,357	▲ 0.3	5,826,413	9.1	5,476,618	▲ 6.0
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>9,324,734</b>	<b>10,068,478</b>	<b>8.0</b>	<b>10,192,703</b>	<b>1.2</b>	<b>10,640,498</b>	<b>4.4</b>	<b>9,990,015</b>	<b>▲ 6.1</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 882,199</b>	<b>▲ 1,230,732</b>		<b>▲ 1,548,735</b>		<b>▲ 1,709,316</b>		<b>▲ 1,141,067</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

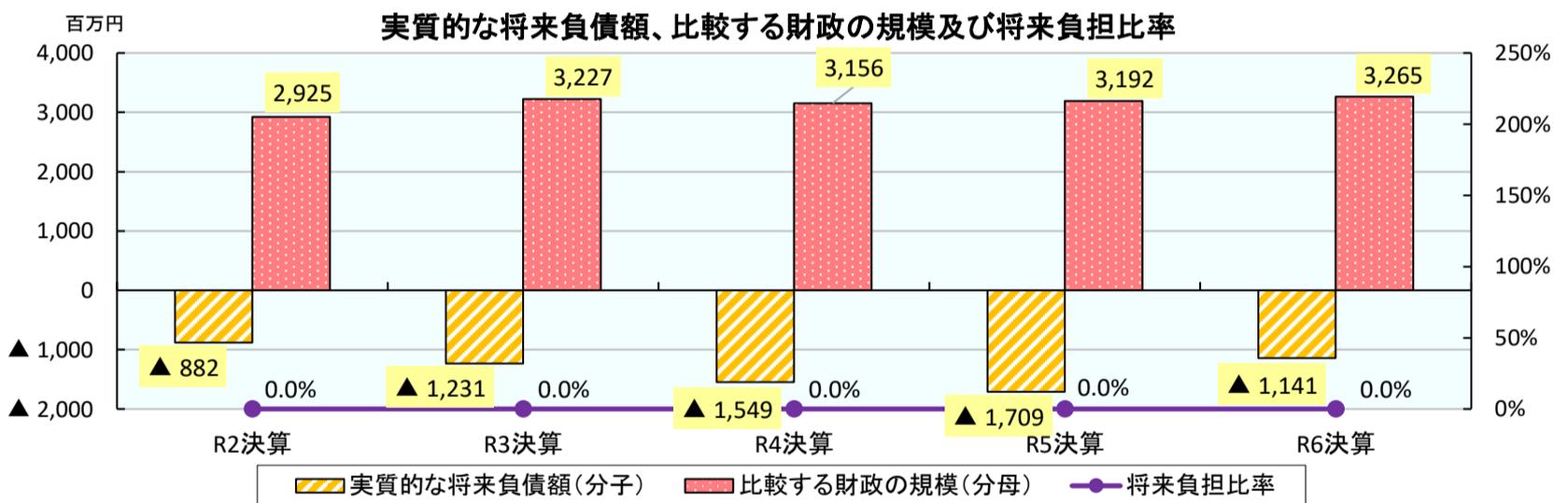
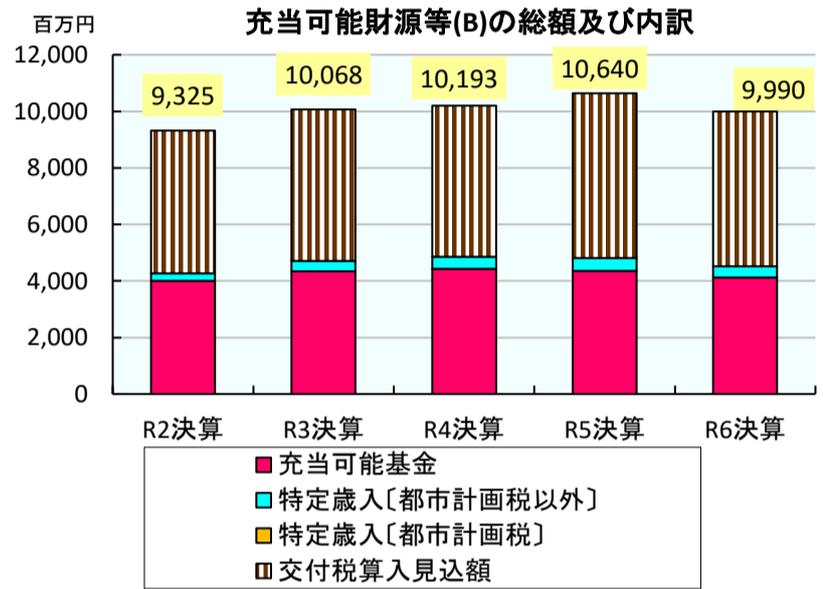
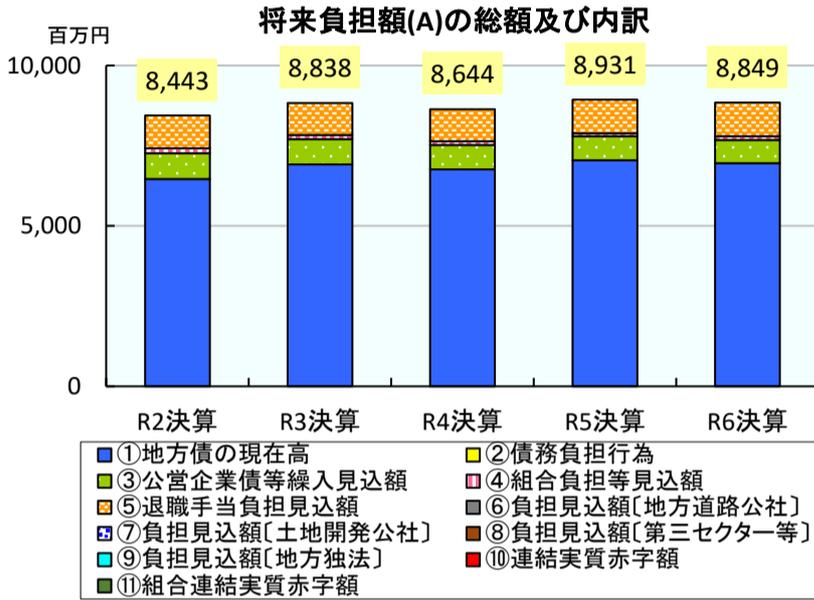
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	3,244,875	3,547,724	9.3	3,488,697	▲ 1.7	3,527,531	1.1	3,662,922	3.8
算入公債費等の額(D)	320,369	321,067	0.2	332,659	3.6	335,303	0.8	398,297	18.8

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	2,924,506	3,226,657	10.3	3,156,038	▲ 2.2	3,192,228	1.1	3,264,625	2.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	36.7 %	31.0 %	17.6 %	16.4 %	7.2 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 7.2\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	9,107,507	8,738,042	▲ 4.1	8,070,055	▲ 7.6	8,112,403	0.5	8,350,340	2.9
②債務負担行為	3,585	0	皆減	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,959,847	4,197,935	6.0	4,448,994	6.0	4,943,042	11.1	4,892,028	▲ 1.0
④組合負担等見込額	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	2,393,297	2,162,427	▲ 9.6	2,203,655	1.9	2,195,925	▲ 0.4	2,218,929	1.0
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	321,325	0	皆減	0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>15,785,561</b>	<b>15,098,404</b>	<b>▲ 4.4</b>	<b>14,722,704</b>	<b>▲ 2.5</b>	<b>15,251,370</b>	<b>3.6</b>	<b>15,461,297</b>	<b>1.4</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	6,858,430	7,136,863	4.1	8,037,138	12.6	8,603,749	7.0	9,818,135	14.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	273,742	214,011	▲ 21.8	136,350	▲ 36.3	114,285	▲ 16.2	104,251	▲ 8.8
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	5,300,028	4,991,648	▲ 5.8	4,837,130	▲ 3.1	4,838,547	0.0	4,756,484	▲ 1.7
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>12,432,200</b>	<b>12,342,522</b>	<b>▲ 0.7</b>	<b>13,010,618</b>	<b>5.4</b>	<b>13,556,581</b>	<b>4.2</b>	<b>14,678,870</b>	<b>8.3</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>3,353,361</b>	<b>2,755,882</b>	<b>▲ 17.8</b>	<b>1,712,086</b>	<b>▲ 37.9</b>	<b>1,694,789</b>	<b>▲ 1.0</b>	<b>782,427</b>	<b>▲ 53.8</b>

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

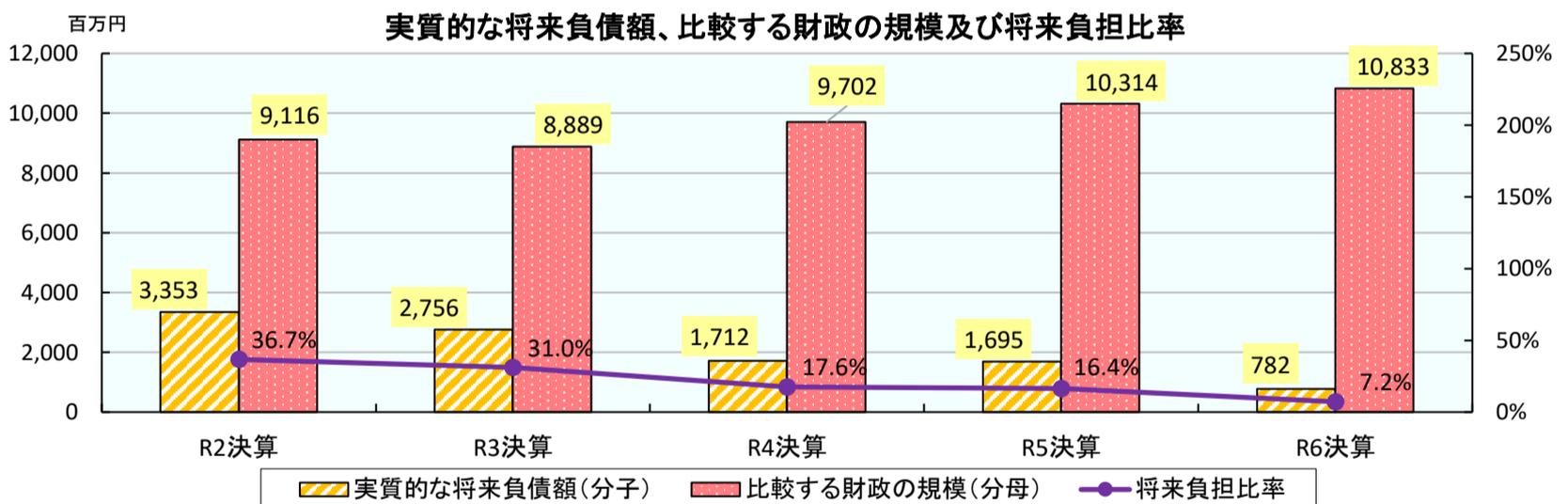
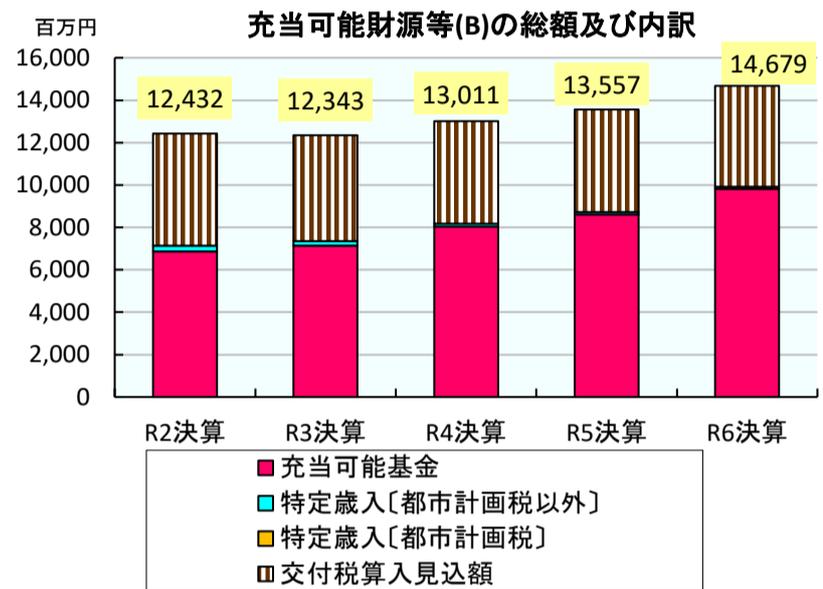
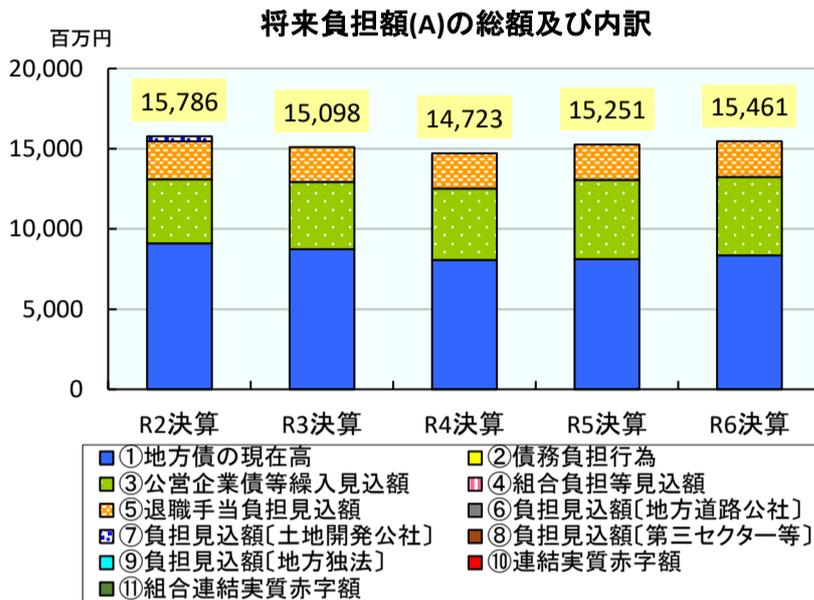
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	9,794,260	9,517,574	▲ 2.8	10,282,608	8.0	10,851,912	5.5	11,327,783	4.4
算入公債費等の額(D)	678,269	628,824	▲ 7.3	581,086	▲ 7.6	538,377	▲ 7.3	495,163	▲ 8.0

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	9,115,991	8,888,750	▲ 2.5	9,701,522	9.1	10,313,535	6.3	10,832,620	5.0

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)}}{\text{標準財政規模(C)}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)}}{\text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}}
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{c}
 \text{将来負担額(A)} \\
 \hline
 22,124,549 \\
 \hline
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 \hline
 22,922,086 \\
 \hline
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \hline
 \Delta 797,537 \\
 \hline
 \text{標準財政規模(C)} \\
 \hline
 5,313,308 \\
 \hline
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 \hline
 897,177 \\
 \hline
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 \hline
 4,416,131 \\
 \hline
 \text{(単位:千円、\%)} \\
 \hline
 -
 \end{array}$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	11,295,970	14,671,788	29.9	14,077,659	▲ 4.0	14,312,565	1.7	15,868,496	10.9
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,615,733	3,712,907	2.7	3,695,261	▲ 0.5	3,652,964	▲ 1.1	3,528,444	▲ 3.4
④組合負担等見込額	11,987	7,081	▲ 40.9	3,881	▲ 45.2	5,556	43.2	6,566	18.2
⑤退職手当負担見込額	956,963	907,899	▲ 5.1	893,813	▲ 1.6	943,640	5.6	1,004,088	6.4
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	614,421	825,228	34.3	1,093,223	32.5	1,392,339	27.4	1,716,955	23.3
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>16,495,074</b>	<b>20,124,903</b>	<b>22.0</b>	<b>19,763,837</b>	<b>▲ 1.8</b>	<b>20,307,064</b>	<b>2.7</b>	<b>22,124,549</b>	<b>9.0</b>

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	6,896,796	7,072,441	2.5	7,504,023	6.1	8,204,317	9.3	7,981,330	▲ 2.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	1,981,276	4,246,087	114.3	4,179,004	▲ 1.6	4,013,657	▲ 4.0	3,877,612	▲ 3.4
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,390,731	11,331,638	20.7	10,972,986	▲ 3.2	10,780,427	▲ 1.8	11,063,144	2.6
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>18,268,803</b>	<b>22,650,166</b>	<b>24.0</b>	<b>22,656,013</b>	<b>0.0</b>	<b>22,998,401</b>	<b>1.5</b>	<b>22,922,086</b>	<b>▲ 0.3</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 1,773,729</b>	<b>▲ 2,525,263</b>		<b>▲ 2,892,176</b>		<b>▲ 2,691,337</b>		<b>▲ 797,537</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

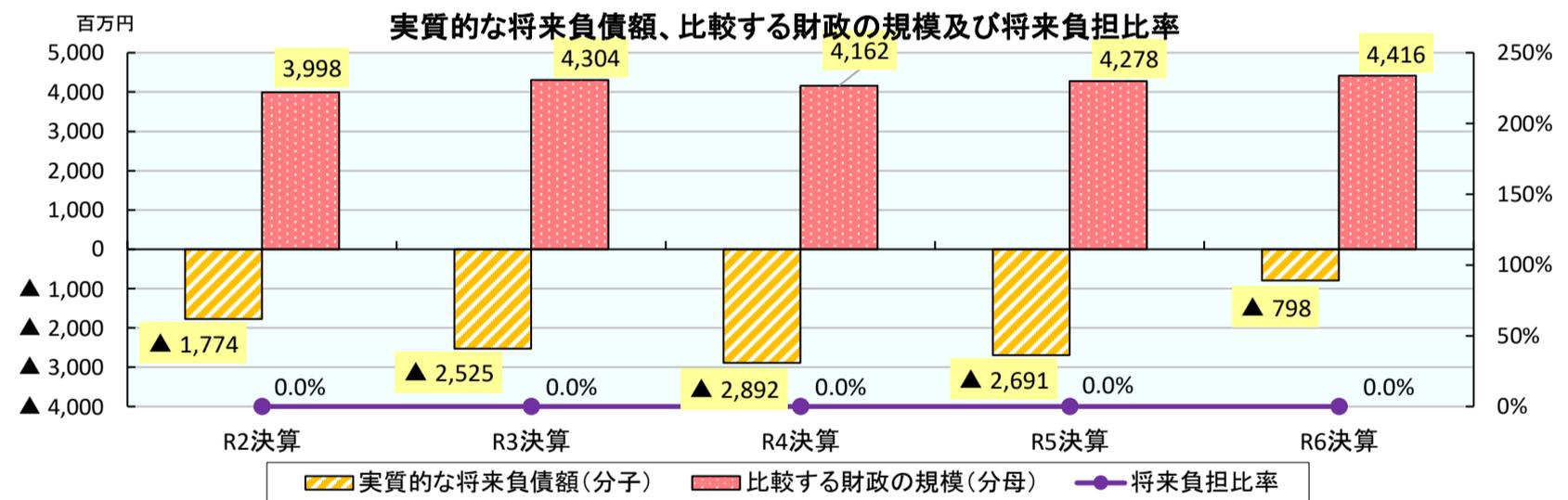
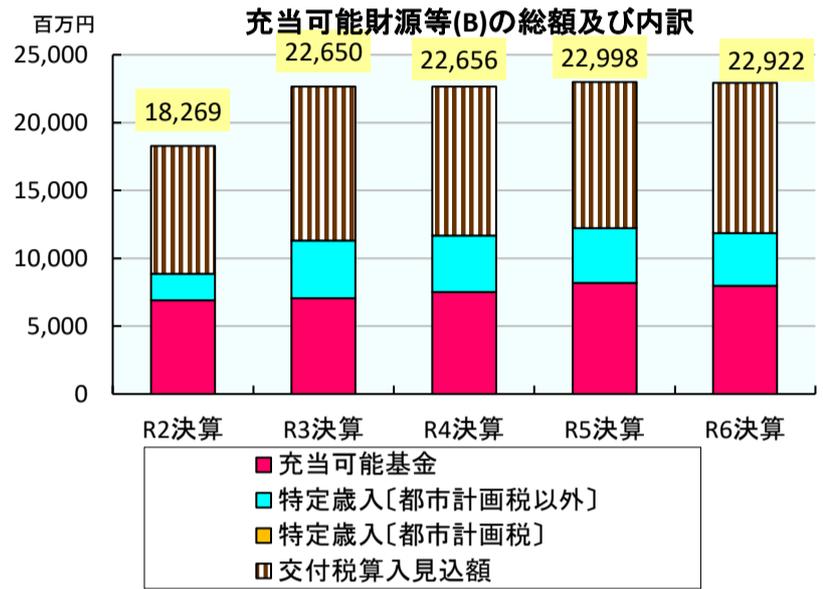
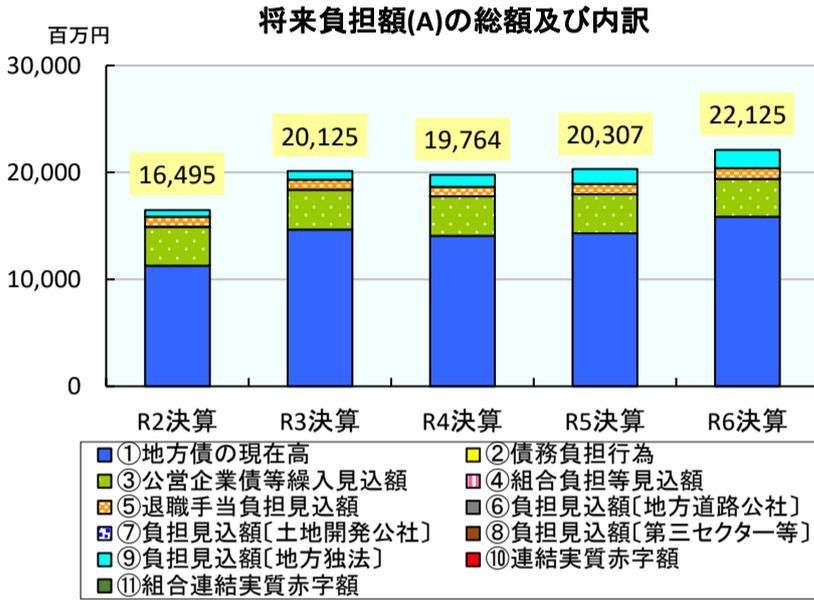
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	4,761,442	5,108,807	7.3	4,998,696	▲ 2.2	5,180,616	3.6	5,313,308	2.6
算入公債費等の額(D)	763,065	805,229	5.5	836,924	3.9	903,041	7.9	897,177	▲ 0.6

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	3,998,377	4,303,578	7.6	4,161,772	▲ 3.3	4,277,575	2.8	4,416,131	3.2

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6.7 %	1.6 %	0.7 %	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \text{=} \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 5,711,899}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,713,025} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 5,913,881}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 248,187} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 201,982}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,464,838} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	4,960,391	5,114,197	3.1	5,181,780	1.3	4,913,835	▲ 5.2	4,697,260	▲ 4.4
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	0	0		0		0		0	
④組合負担等見込額	0	0		10,319	皆増	10,332	0.1	12,201	18.1
⑤退職手当負担見込額	1,002,147	998,726	▲ 0.3	992,492	▲ 0.6	996,345	0.4	1,002,438	0.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>5,962,538</b>	<b>6,112,923</b>	<b>2.5</b>	<b>6,184,591</b>	<b>1.2</b>	<b>5,920,512</b>	<b>▲ 4.3</b>	<b>5,711,899</b>	<b>▲ 3.5</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	2,650,843	3,098,209	16.9	3,407,231	10.0	3,567,782	4.7	3,582,275	0.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	0	0		0		0		0	
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	3,100,949	2,958,947	▲ 4.6	2,753,915	▲ 6.9	2,549,564	▲ 7.4	2,331,606	▲ 8.5
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>5,751,792</b>	<b>6,057,156</b>	<b>5.3</b>	<b>6,161,146</b>	<b>1.7</b>	<b>6,117,346</b>	<b>▲ 0.7</b>	<b>5,913,881</b>	<b>▲ 3.3</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>210,746</b>	<b>55,767</b>	<b>▲ 73.5</b>	<b>23,445</b>	<b>▲ 58.0</b>	<b>▲ 196,834</b>	<b>皆減</b>	<b>▲ 201,982</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

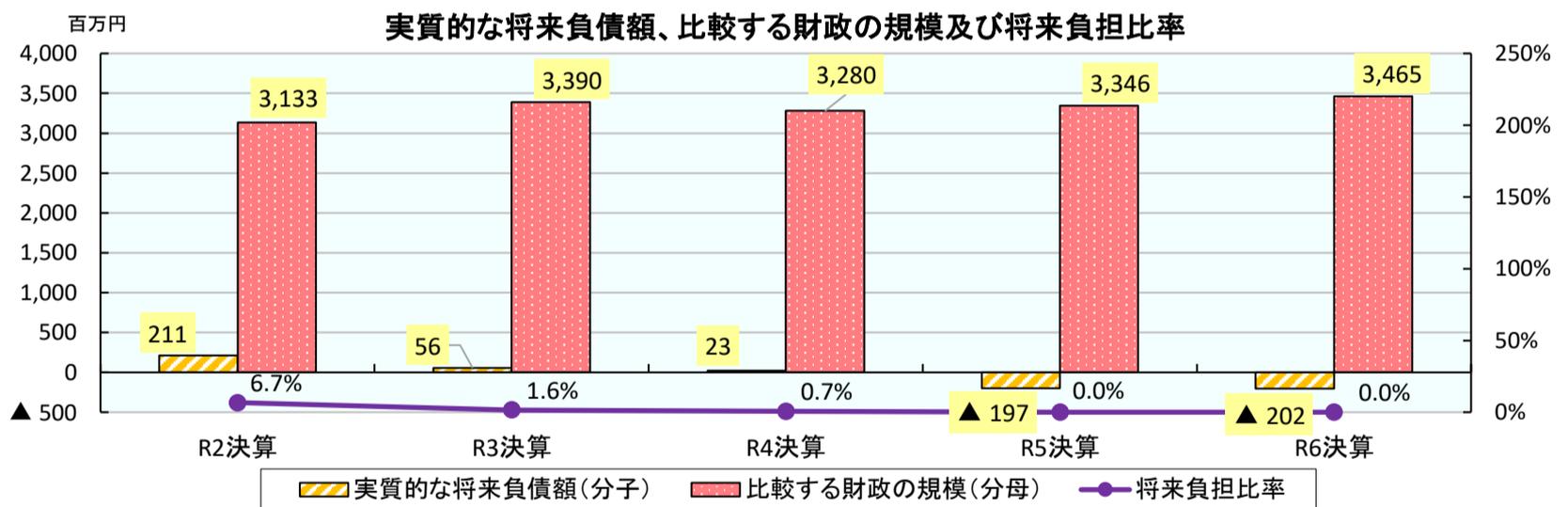
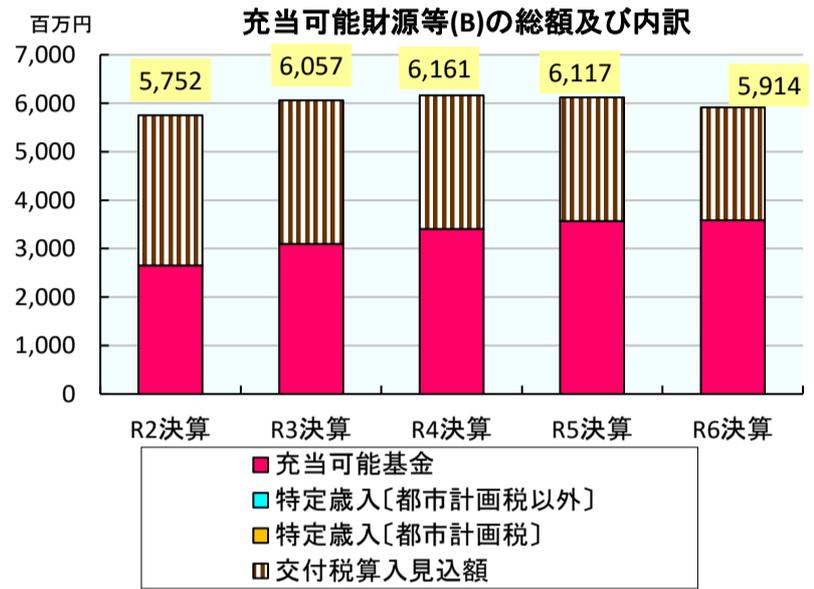
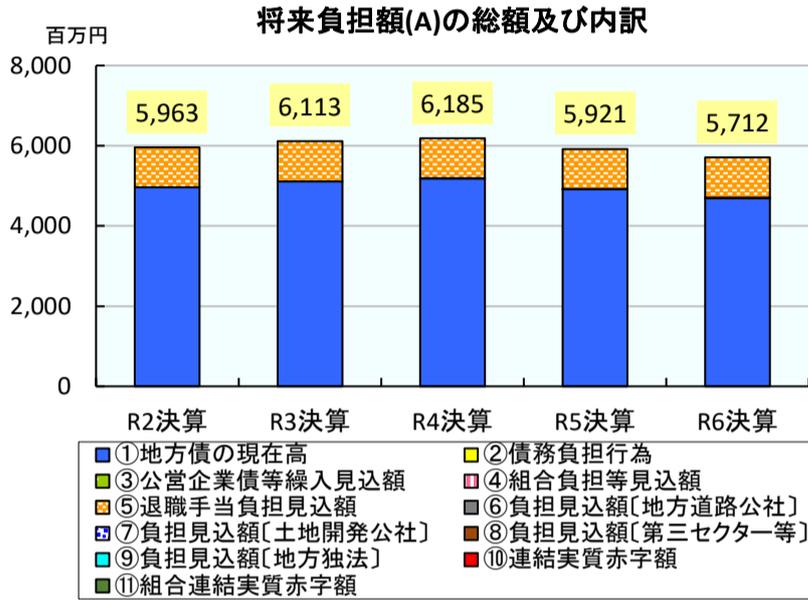
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	3,428,489	3,685,215	7.5	3,569,881	▲ 3.1	3,611,059	1.2	3,713,025	2.8
算入公債費等の額(D)	295,218	295,134	0.0	289,949	▲ 1.8	265,254	▲ 8.5	248,187	▲ 6.4

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	3,133,271	3,390,081	8.2	3,279,932	▲ 3.2	3,345,805	2.0	3,464,838	3.6

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

### 3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 3,996,205}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,309,730} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 11,238,731}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 343,823} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 7,242,526}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,965,907} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	2,396,566	2,980,621	24.4	3,216,288	7.9	2,997,139	▲ 6.8	2,690,336	▲ 10.2
②債務負担行為	1	0	皆減	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	443,492	394,444	▲ 11.1	370,954	▲ 6.0	321,865	▲ 13.2	279,469	▲ 13.2
④組合負担等見込額	69,569	47,379	▲ 31.9	35,810	▲ 24.4	28,709	▲ 19.8	93,402	225.3
⑤退職手当負担見込額	930,350	972,710	4.6	935,247	▲ 3.9	927,443	▲ 0.8	932,998	0.6
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>3,839,978</b>	<b>4,395,154</b>	<b>14.5</b>	<b>4,558,299</b>	<b>3.7</b>	<b>4,275,156</b>	<b>▲ 6.2</b>	<b>3,996,205</b>	<b>▲ 6.5</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、％）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	7,993,964	8,646,495	8.2	8,835,509	2.2	8,172,642	▲ 7.5	8,466,433	3.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	0	0		0		0		0	
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	3,125,273	3,036,649	▲ 2.8	3,206,719	5.6	3,126,674	▲ 2.5	2,772,298	▲ 11.3
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>11,119,237</b>	<b>11,683,144</b>	<b>5.1</b>	<b>12,042,228</b>	<b>3.1</b>	<b>11,299,316</b>	<b>▲ 6.2</b>	<b>11,238,731</b>	<b>▲ 0.5</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、％）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>▲ 7,279,259</b>	<b>▲ 7,287,990</b>		<b>▲ 7,483,929</b>		<b>▲ 7,024,160</b>		<b>▲ 7,242,526</b>	

### 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

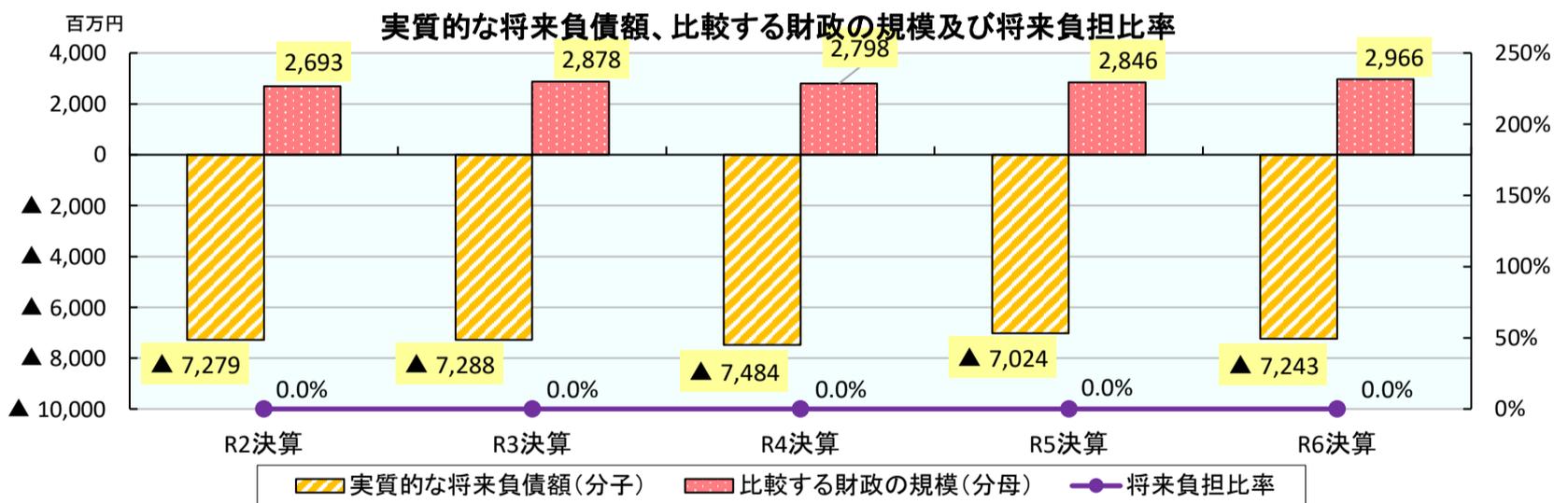
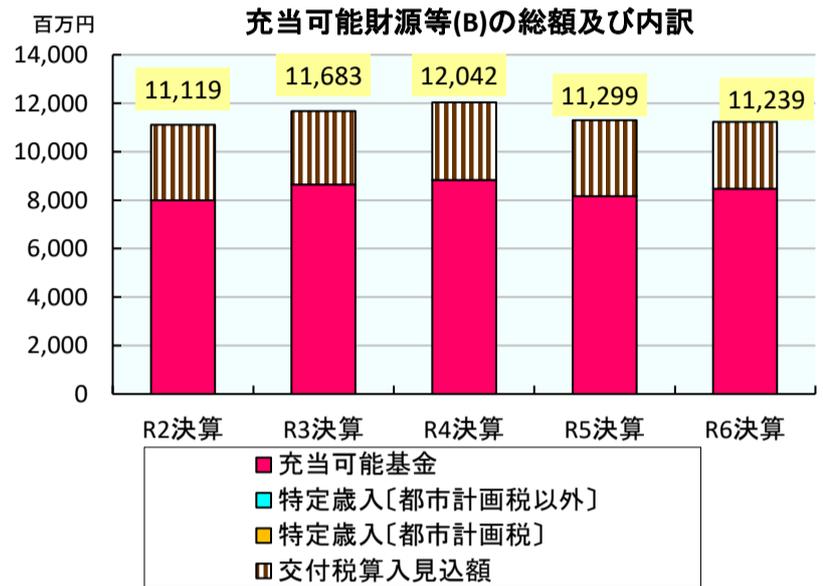
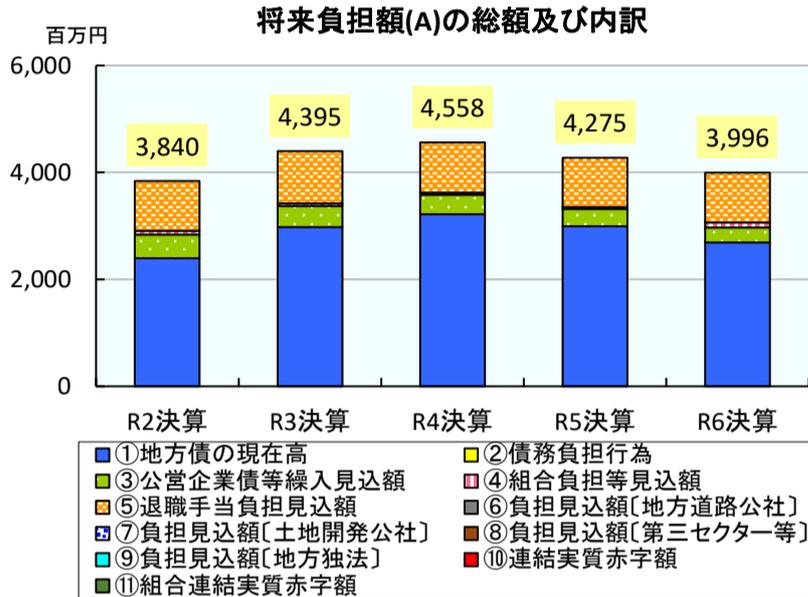
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	3,113,475	3,270,901	5.1	3,174,708	▲ 2.9	3,199,169	0.8	3,309,730	3.5
算入公債費等の額(D)	420,904	393,329	▲ 6.6	376,682	▲ 4.2	352,740	▲ 6.4	343,823	▲ 2.5

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	2,692,571	2,877,572	6.9	2,798,026	▲ 2.8	2,846,429	1.7	2,965,907	4.2

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

## 3. 将来負担比率の状況と推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	100.7 %	85.1 %	66.6 %	88.0 %	81.5 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和6年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和6年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 81.5\%
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
①地方債の現在高	5,948,585	5,830,764	▲ 2.0	5,789,023	▲ 0.7	6,523,688	12.7	6,720,355	3.0
②債務負担行為	128,199	128,199	0.0	128,199	0.0	128,199	0.0	128,318	0.1
③公営企業債等繰入見込額	1,835,599	2,041,190	11.2	2,149,557	5.3	2,146,237	▲ 0.2	2,154,484	0.4
④組合負担等見込額	7,678	4,475	▲ 41.7	2,491	▲ 44.3	3,596	44.4	4,335	20.6
⑤退職手当負担見込額	559,652	553,650	▲ 1.1	563,831	1.8	588,030	4.3	613,756	4.4
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>8,479,713</b>	<b>8,558,278</b>	<b>0.9</b>	<b>8,633,101</b>	<b>0.9</b>	<b>9,389,750</b>	<b>8.8</b>	<b>9,621,248</b>	<b>2.5</b>

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
充当可能基金	1,454,246	1,923,581	32.3	2,389,540	24.2	2,645,729	10.7	2,888,990	9.2
特定歳入〔都市計画税以外〕	8,775	6,984	▲ 20.4	5,146	▲ 26.3	3,432	▲ 33.3	1,714	▲ 50.1
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	4,616,612	4,460,841	▲ 3.4	4,562,818	2.3	4,505,937	▲ 1.2	4,590,165	1.9
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>6,079,633</b>	<b>6,391,406</b>	<b>5.1</b>	<b>6,957,504</b>	<b>8.9</b>	<b>7,155,098</b>	<b>2.8</b>	<b>7,480,869</b>	<b>4.6</b>

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
<b>実質的な将来負債額</b>	<b>2,400,080</b>	<b>2,166,872</b>	<b>▲ 9.7</b>	<b>1,675,597</b>	<b>▲ 22.7</b>	<b>2,234,652</b>	<b>33.4</b>	<b>2,140,379</b>	<b>▲ 4.2</b>

## 3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

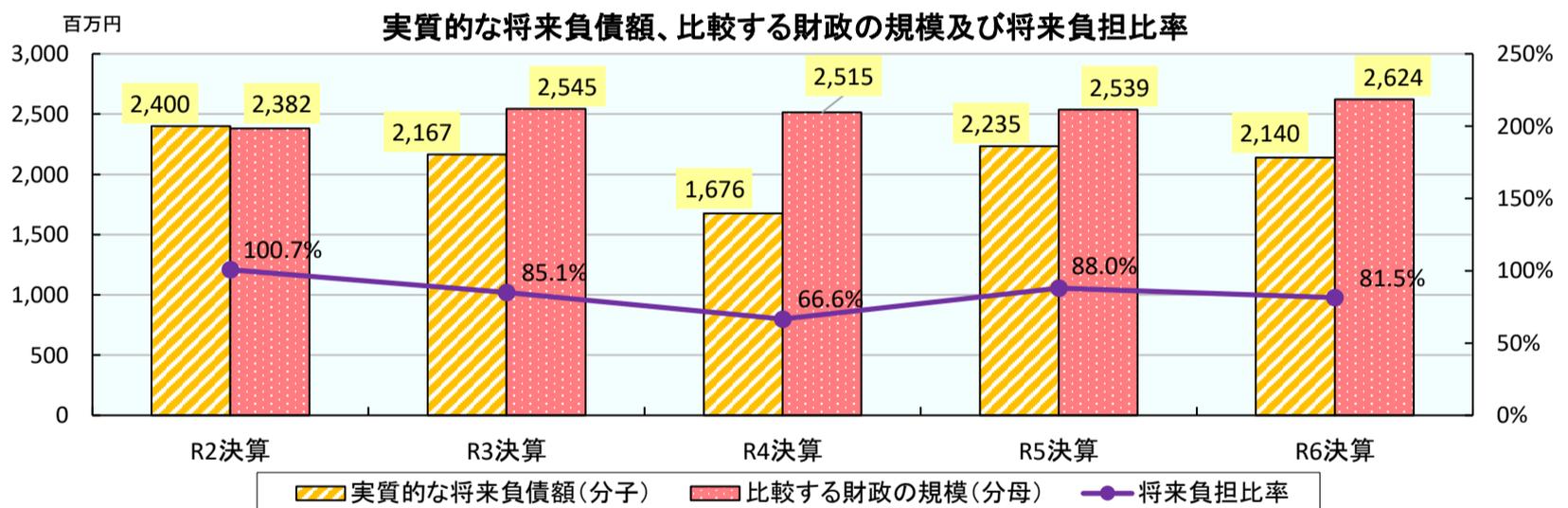
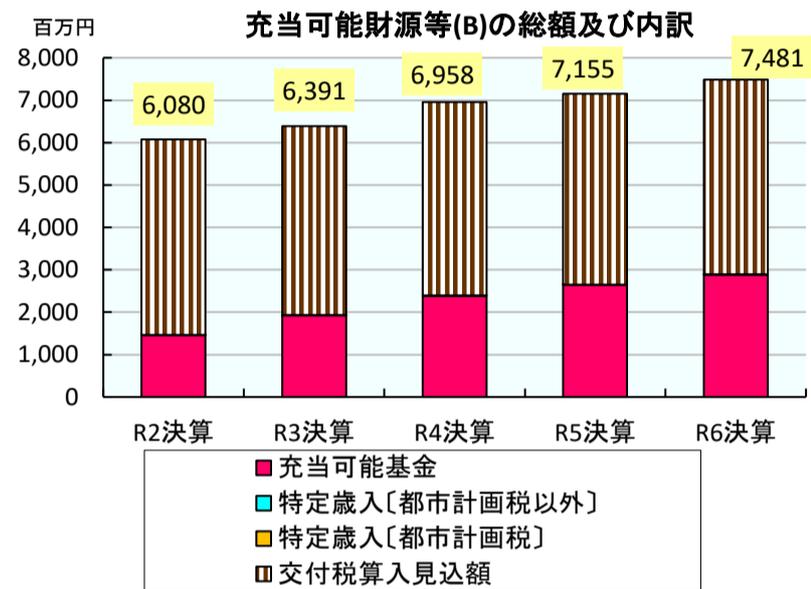
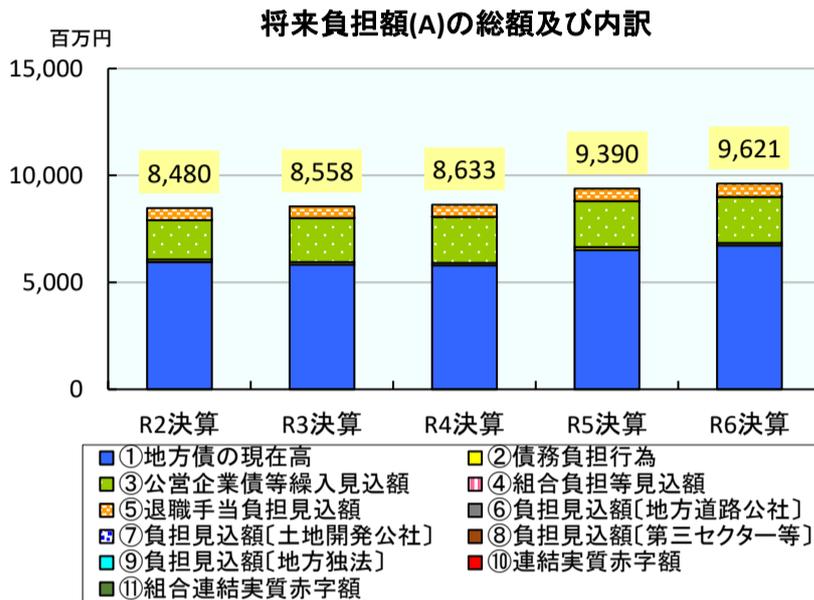
	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
標準財政規模(C)	2,794,186	2,942,098	5.3	2,914,526	▲ 0.9	2,969,361	1.9	3,066,772	3.3
算入公債費等の額(D)	412,003	397,262	▲ 3.6	399,759	0.6	430,552	7.7	442,456	2.8

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	R2決算	R3決算	増減率	R4決算	増減率	R5決算	増減率	R6決算	増減率
比較する財政の規模	2,382,183	2,544,836	6.8	2,514,767	▲ 1.2	2,538,809	1.0	2,624,316	3.4

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
  - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
  - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。